

■第2回倉敷の都市景観の未来を創る新しい枠組を考えるシンポジウム
～HUL (HISTORIC URBAN LANDSCAPE・歴史的都市環境・景観) 連続シンポジウム～

日時：2021年2月21日（日）14：00～16：00

会場：ZOOMによるオンライン

参加費：無料

.....
【プログラム】

*14：00

開会あいさつ

*14：05

振り返り

*14：10

▼各都市からの報告

倉敷市：中村泰典（NPO法人倉敷町家トラスト代表理事）

川越市：荒牧澄多（NPO法人川越蔵の会・NPO法人全国町並み保存連盟常任理事）

八女市：北島力（NPO法人まちづくりネット八女理事長）

▼ディスカッション

コメンテーター： 福川裕一（千葉大学名誉教授・NPO法人全国町並み保存連盟理事長）

モデレーター： 成清仁士（ノートルダム清心女子大学准教授）

*16：20

閉会

第1回はHUL勧告に至る歴史的経緯と世界の状況、HULの概要などを福川裕一氏の基調講演から学んだ。（第1回HUL資料はこちら→ <https://www.machinami.org> 1月12日のNEWから）

第2回は、HULの勧告から10年経過した日本で自治体は勧告をどのように受け止め、政策的に反映しているか、保存活動団体はどのような活動をすすめ、いかなる課題直面しているかを報告してもらい、参加者と今後の政策、枠組みをどのように作り育てていくかを考える。

【報告者】

＊倉敷市：中村泰典（NPO法人倉敷町家トラスト代表理事）

1951年倉敷市生まれ。環境活動から市民活動に広くかかわり、2006年NPO法人倉敷町家トラスト設立、同年倉敷伝建地区をまもり育てる会設立、町並み保存の立場から持続可能な地域のありようを提言、事業を実施。倉敷町家トラストは2010年都市景観大賞、2011年地域再生大賞、2013年ユネスコ未来遺産登録。

＊八女市：北島力（NPO法人まちづくりネット八女理事長）

1952年八女市生まれ。1992年八女市企画課にて八女福島の町並み保存を担当、2000年地元建築集団「NPO八女町並みデザイン研究会」発足、2002年国の「重要伝統的建造物群保存地区」選定、2003年空き家再生活用の専門集団「NPO八女町家再生応援団」発足、2012年に定年退職後にドキュメンタリー映画「まちや紳士録」の全国上映活動、2016年八女福島の町家に移住。

＊川越市：荒牧澄多（NPO法人川越蔵の会）

1956年川越市生まれ。東京都立大学大学院修了後、川越市役所入庁。営繕、再開発、文化財保護、都市景観などの部門を経て川越市立博物館を最後に退職。この間、伝統的建造物群保存地区、景観計画などに携わる。これまで、公私ともに様々な形で川越の町並み保存に関わってきた。NPO法人全国町並み保存連盟常任理事

【コメンテーター】

＊福川裕一（千葉大学名誉教授・全国町並み保存連盟理事長。クリエイティブタウン推進機構理事長）

専門は都市計画・都市デザイン、特に歴史的環境の保全、中心市街地再生。川越、佐原、長浜、高松丸亀町、小諸、石巻などのまちづくりにかかわる。1998年都市住宅学会賞（論説賞）、2000年日本建築学会賞（ホイアン町並み保存プロジェクト）、日本都市計画学会賞・石川賞（ぼくたちのまちづくり・岩波書店の絵本シリーズ）。著書に、『〈まちなか〉から始まる地方創生（クリエイティブタウンの実践と論理）』（岩波書店）、ほか多数。

【モデレーター】

＊成清仁士（なりきよひとし）（ノートルダム清心女子大学 人間生活学部人間生活学科 准教授）

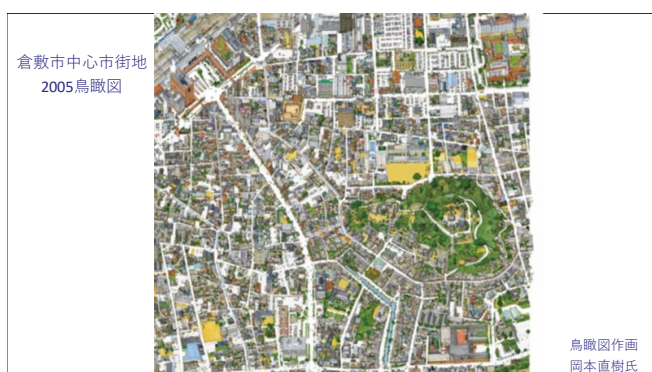
1980年岡山生まれ。鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー、鳥取大学地域価値創造研究教育機構地域連携PBL推進室長准教授等を経て、2020年4月より現職。倉敷で2010年よりkurashikimapsプロジェクトを展開、『倉敷おさんぽマップ』等を制作。

●開会あいさつ

〈中村実行委員長〉

みなさん、こんにちは。HUL連続シンポジウム実行委員会のNPO法人倉敷町家トラスト中村です。第1回は昨年12月に連続シンポジウム第1回がありまして、福川先生のHULの概要のお話をさせていただきました。今回はそれをうけて、倉敷を中心に川越と八女の現状を報告していただきこれからどのように歴史的都市景観をうまく育てていく枠組みを考えていきたいと思っています。

みなさんの画面①には、1963年と2005年の倉敷の中心市街地、約1キロ四方なんですけども、その画面が出ております。



では連続シンポジウムを進めていきますのでお願い致します。簡単なお挨拶をさせていただきました。

〈成清〉

ノートルダム清心女子大学の成清と申します。本日はモデレーター、司会ということで役をやらせていただきます。よろしくお願いたします。先ほど主催の中村泰典さんから挨拶がありましたけれども、もう少し前回の振り返りをさせてもらえたらと思います。

全国町並み保存連盟のホームページの方で、福川先生が前回話されたスライドを共有してくださっていますので、詳しくはそちらの方で説明文も含めて共有してくださっていますので、そちらで見ていただけたらと思います。ホームページの「記事」というところの中の、2020年12月13日の投稿にHUL連続シンポジウム倉敷の記事があります。その下の方に共有していただいたデータをダウンロードするためのURLが記載してありますので、そちらの方で確認いただけたらと思います。

そもそもこの連続シンポジウム3回の予定で企画されていますけれども、前回は第1回、「HUL～Historic Urban Landscape～とは」ということで、「ユネスコ勧告を読む」と題して、全国町並み保存連盟理事長の福川裕一先生がご講演をしてくださいました。

HULを取り上げるきっかけとなったのはということでもお話いただいたんですけども、ちょうど1年前昨年開催された「全国町並みゼミ 川越大会」これの第一分科会のテーマが「歴史的都市環境をどう守るか？：歴史的町並みを維持発展させていくための法制度は如何に」ということでこの分科会のテーマを話されている中でHULが出てきたということもお話いただきました。

町並み保全の制度がいろいろあるんですけども、なお歴史的建造物の喪失とか景観の乱れが続いている現状があり、そういったことを憂いて議論されたというのがきっかけとなったようです。そこでユネスコが2011年に勧告をしたHULは何を意味しているどこまで使えるものなのか、この連続シンポジウムを通して考えていくために、まずはみんなで勉強しようという趣旨でお話をされました。

講演の概要、先ほどの共有データから少しお話いたしますと、HULをテーマにした2冊の書籍をガイドにユネスコ勧告の読みかたを先生が紹介されました。フランチェスコ・バンダリンさんイタリアのかた、オランダのロン・ファン・ウルスさんの「THE HISTORIC URBAN LANDSCAPE -Managing Heritage in an Urban Century」という2012年の本と「Reconnecting the City-The Historic Urban Landscape Approach and the Future of Urban Heritage」2015年この2冊ですね。国際的都市保全に関する考え方の共有が図られてきたんですけど、世界遺産都市でも都市開発によって価値が損なわれているような事案が重なって、国際的に問題視されてきました。2005年の「ウィーン・メモランダム」からの議論の成果が2011年のHULということですよ。

前回のアンケートでもあったんですけども、歴史的都市景観とか、あるいはランドスケープとかはこれまでわりと専門家のなかでは使われてきた用語に似通っているので、混乱がみなさんのなかでもあったようですし、2005年「ウィーン・メモランダム」後の議論でも、専門家のなかでもあったと。そういうお話も先生の方からありまして、より中身の新しい定義も理解できるようなお話だったかなと思います。

そのうえで現代の都市がさらされている気候変動・市場による搾取・都市化・マスツーリズムといったような新しい圧力に対してバランスを取っていくためのアプローチのありかただということでご紹介をいただきました。

あと大事なこととしてお話されたのが、2010年8月の勧告の草案にむけての予備報告の中で、この新たな基準は世界遺産都市限定ではなくすべての歴史都市向けに拡大されると述べていることだと。この勧告は都市遺産、世界遺産都市、特別なところだけではなくて、すべての歴

史都市に適応されるものだというのを先生の方からも強調されたところです。

そういったことを受けて具体的な事例を通してお話を聞きかかったというのも、前回アンケートで多くあったんですけど、まさにその内容が今回第2回になります。先ほど中村泰典さんからのお話がありました、倉敷、川越、八女の順に各都市からご報告をいただきます。倉敷は、NPO法人倉敷町家トラスト代表理事の中村泰典さん。川越は、NPO法人川越蔵の会の荒牧さん。八女については、NPO法人まちづくりネット理事長の北島さんから報告をいただきます。そのうえで、ひととおり報告を受けた後で、NPO法人全国町並み保存連盟理事長の福川裕一先生からコメントをいただくというところを皮切りにディスカッションをすすめていただきたいと思います。みなさんを交えての議論をさせていただきたいと思っていますので、チャットの方で質問などご意見がありましたら都度構いませんので打ち込んでいただければ、それをピックアップさせてもらいながら議論を進めていきたいと思います。

最後には第3回、4月中頃になるかなとおっしゃられていましたが、第3回のシンポジウムの案内もあるかなと思います。私の方から振り返りと、若干のご説明になりました。

.....各地からの報告.....

●倉敷から

◆倉敷市：NPO法人倉敷町家トラスト

代表理事 中村泰典

〈中村〉

倉敷の現状をお話していきたいと思います。町並みの景観の歴史、現状、それから市の計画がありますのでそれとHULとの関係をうまくお話ができるかどうか分かりませんが、課題も最後にお話をするというような構成で進めていきたいと思っています。



スライド①

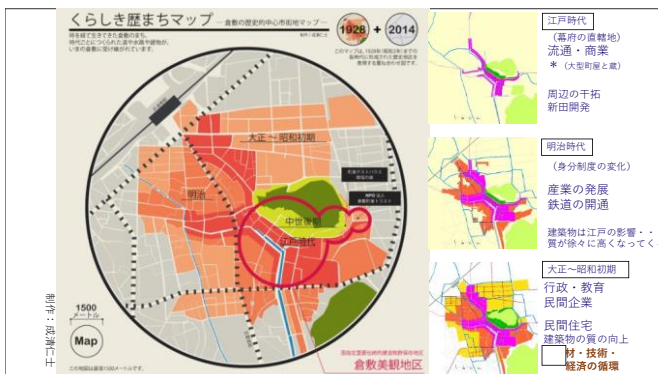
最初にお見せしました中心市街地2005年の鳥瞰図ですけれども、倉敷に来たことがある方ばかりではないと思いますので鳥瞰図で説明します。スライド①の鳥瞰図は、左の上の方に駅があって、真ん中のおへそのあたりに大原美術館があり、その左下あたりに旧市役所丹下健三さんの建築物ですね、右の上の方に倉敷中央病院があります。右下4分の1の大きな場所をしめるのが、鶴形山 阿智神社です。その阿智神社の下の方に、倉敷アイビースクエア（旧倉敷紡績、代官所跡）があります。倉敷市の中心市街地は約1キロ四方です。川越と八女と違いますが、城下町ではありません。川を中心に時代の変遷とともにまちが広がって行きます。地図の右下の点線で囲まれた地区が重要伝統的建造物群保存地区（伝建地区）ですね、よく見ると重伝建の場所は黒っぽいんですけど、あとの4分の3に白いものがどンドンどンドン増えている状況で、これはほとんど駐車場ですね、そんなまちになっています。



スライド②

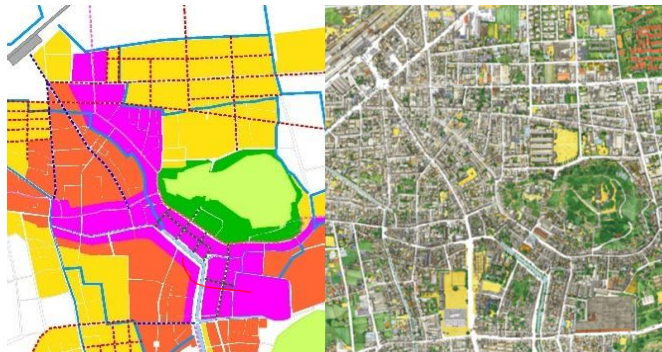
これ②が現在の重伝建の中での鶴形山の上、鳥瞰図の右の下の方の矢印から写真を撮った写真です。家並が美しい。

倉敷のまちの発展過程は、成清先生が作ってくれた「倉敷歴史まちMAP」③で説明しますと、



スライド③

右の上の段が江戸時代、倉敷は江戸幕府の直轄地で真ん中に川・運河がありますけど、瀬戸内に通じる海運で発展します。江戸幕府の直轄地だったことで流通や代官所の周りを中心に大型の町家と倉とそれから商人たちを中心にまちが広がっていきました。周辺では干拓が行われ、新田開発がされた時期です。中段は明治時代で、明治24年に倉敷駅ができ、鉄道が開通すると、海運が廃れていきますのでまちが駅の方へのびていきます。紫色が江戸時代で、その周辺のオレンジ色が明治時代に形成されたまちです。下段が大正・昭和期でさらにまちが広がっています、薄いオレンジ色のところ。基盤の目のようになっていますが、都市計画的に作っていった地区です。明治時代に倉敷川畔にあった村役場、町役場が大正を経て昭和3年に市制がひかれると薄いオレンジ色のマス目のところに市役所が移って行って、裁判所、税務署、警察などが山の北側へ移っていきました。



スライド④

戦後1963年東京オリンピックの前の年の倉敷の鳥瞰図④です。倉敷川畔からまちが広がっていき、紫色から濃いオレンジ色、そして薄いオレンジ色の範囲でまちが広がっていく。左右比べると倉敷のまちの広がり判りますが、



スライド⑤

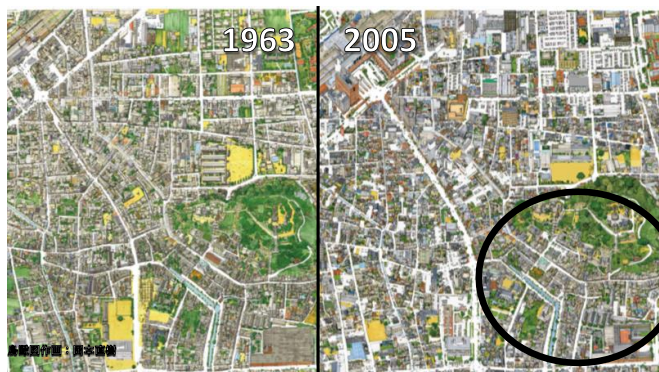
写真⑤で見ると1963年伝建地区もそうでないところもほとんど同じような風景でした。右の鳥瞰図の矢印の山裾から写した写真で、倉敷駅の方面を見た倉敷の1963年です。



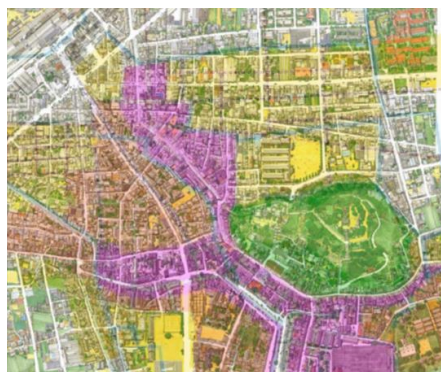
スライド⑥

⑥は伝建地区ではなくて、伝建地区の外側です。大原美術館の上から写した写真です。伝建地区ではないところがこんな状況だった1963年です。で、64年に東京オリンピックですけれどもその後68年に、倉敷は独自の条例を作って倉敷川畔を保存するということになり、それから50年以上経ってますけども今も伝建地区はしっかり残っている。周りの町家は残念ながら保存のルールが無いの

でどんどんどんどん変わっている状況になっているという状況が⑦です。



スライド⑦



スライド⑧

2005年の鳥瞰図にまちの変遷を重ねてみると⑧こんなふうになっていて、伝建地区は江戸時代中心のまちが残っているということです。

倉敷の町並みの保存の歴史は昭和24年に倉敷都市美協会という民間団体ができまして、この人たちが素朴な倉敷の倉や民家を守ろうという理念で、大きな文化財的な建物以外にも倉敷の素朴なまちが残っているのをそれを守らなければいけないじゃないかということで、都市美協会を発足させ活動を始めます。その後昭和43年に倉敷市伝統美観保存条例ができますけれども、前の年に倉敷市が3市合併しますが、その前年に東京大学などから今後の倉敷の将来像に関する研究のために何人か来られてまして都市の将来像を提示し、倉敷川周辺の歴史地区の保存を提案し、市長が倉敷市伝統美観保存条例を作ったということです。自主条例ですね。金沢の次に全国でも珍しい都市の美観を守ろうという条例を作りました。その後、国が重伝建の制度を作りますけれども、倉敷は伝建になるのは少し遅くて昭和53年（1978年）に条例策定、重伝建の選定をうけたのが1979年、13.5ヘクタール、現在は15ヘクタールになってます。その後電柱を地中化し、開発圧力が周辺でも高まり少しビルが建ったりするので、背景保全条例という倉敷独自の条例を作りました。

⑨

町並み保存（景観形成）の歴史

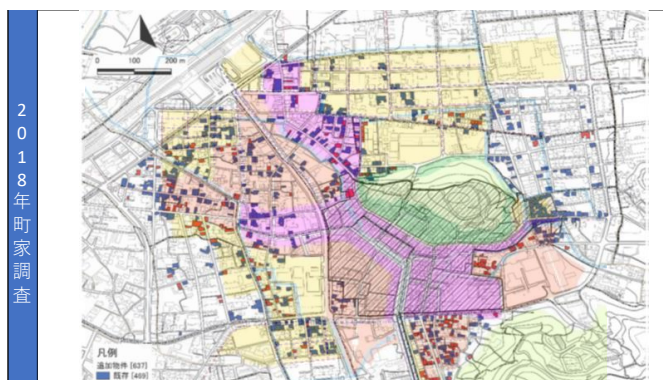
72年前	昭和24年（1949）	倉敷都市美協会発足
52年前	昭和43年（1968）	倉敷市伝統美観保存条例（自主条例）
45年前	昭和50年（1975）	国の重要伝統的建造物群保存地区制度
	昭和53年（1978）	倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例
41年前	昭和54年（1979）	重伝建の選定を受ける（13.5ha→現在15ha）
	昭和61年（1986）	倉敷川畔電柱電線類地中埋設
31年前	平成2年（1990）	倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例
21年前	平成12年（2000）	倉敷市美観地区景観条例（建築基準法に基づく）
	平成17年（2005）	倉敷市美観地区景観条例（景観法に基づく）
15年前	平成18年（2006）	NPO法人倉敷町家トラスト設立（代表理事）
		倉敷伝建地区をまもり育てる会（事務局長）
	平成21年（2009）	倉敷市都市景観条例
		景観形成重点地区として眺望保全地区にも指定
	平成26年（2014）	伝建地区全体の電柱電線類地中化
	平成28年（2016）	倉敷市歴史文化基本構想（29年日本遺産）

スライド⑨

それから、美観地区の景観条例等々ができて、私たちNPO法人倉敷トラストを2006年15年前に設立。戦後まもなく倉敷都市美協会ができましたけども途中、住民運動というのがあまり積極的ではなくて、伝建になって以降多少住民活動はありましたけども、15年前に私たちの団体ができ、重伝建地区の地元の住民たちが作った倉敷伝建地区をまもり育てる会が同時にできるまで積極的な保存に関わる市民活動はありませんでした。私は倉敷町家トラストの代表理事で、もう一つの住民団体の事務局長をしています。

2009年に都市景観条例ができて、ビルがどんどん建つようになり、周辺を眺望保全地区にも指定し、その後平成28年に倉敷市歴史文化基本構想を作って日本遺産にも選定されました。そうこうしているなかで、美観条例ができて五十何年、周りがなかなかうまく保存されていない状況です。

私たち2006年にできましたけども、2年か3年に一度町家の調査をしています。2018年の町家の調査をマッピングした図⑩です。真ん中へんに斜線がはいっているところ、これが伝建地区で周辺にこれだけ実はまだ町家が残っています。



スライド⑩

ここから現状の写真⑪を撮ってきましたのでお見せします。



スライド⑪

これは駅前のデッキから見た倉敷ですね。こんな状況でどここのまちだろう？と。左の隅の方に浦辺鎮太郎さんのビルが1つありますけれども、こんな状況になっていますね。

これは、伝建地区の真ん中にある山の北側から見た風景ですね。⑫



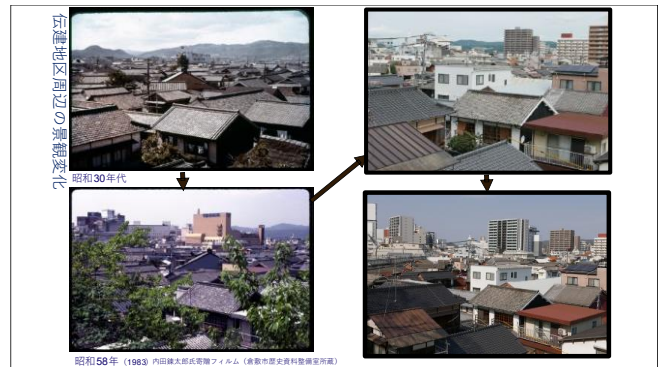
スライド⑫

こんな風景が倉敷です。これも伝建じゃありませんけれども、鶴形山という山から商店街、駅の方面を見たら今はこんな状況です。⑬



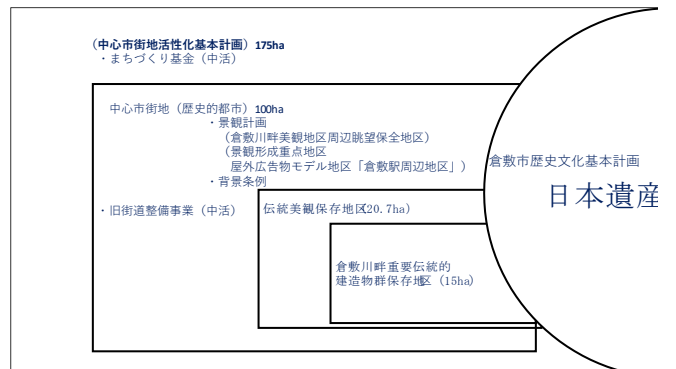
スライド⑬

時代を振り返って写真⑭を見ると、



スライド⑭

左側上が昭和30年代の倉敷ですね。写真の⑬と同じところから見た写真です。駅の方面を見ると伝建地区と変わらない風景です。それが左下は30年ほど経った写真で駅前にビル群が建ちだして、右の上の方は2017年頃で更に四角いものがいっぱい増えてきて、右下が現在で、数年しか経っていないですけどさらに四角いビルが建っているというのが倉敷の現状です。で、伝建地区を含んだ歴史的都市中心市街地の枠組みをこれから少し紹介しますが、これだけいろんなかたちのルールがかぶさっているということです⑮。



スライド⑮

倉敷川畔重要伝統的建造物群保存地区を中心に、隣接して伝統美観地区があり周辺地区の背景保存条例があります。倉敷の都市景観計画では倉敷川畔美観地区の周辺の眺望保全地区というのがあり、中心市街地は都市景観の拠点であるとの位置づけ。歴史文化的景観の拠点が美観地区ということで、ですから都市景観の拠点と歴史文化的景観の拠点、美観地区と中心市街地は少し位置づけが違うということです。倉敷市の歴史文化基本法の構想の中に日本遺産がだいぶかぶっています。倉敷市の中心市街地活性化基本計画が伝建地区、伝美地区を含めての計画がありまして、そこで中心市街地をどういうふうにするのかという事業が進められています。

ちょうど今年度の2020年度年に第七次総合計画と都市計画マスタープランの策定作業が進んでいまして、もうパブリックコメントが終わっているという状況です。上記の⑮のスライドの真ん中の右の下に倉敷川畔重要伝統的建造物群保存地区が15ヘクタール、その周りに5ヘクタ

ールほどの伝統美観保存地区があります。そのさらに外側一番大きいのが中心市街地活性化基本計画の175ヘクタールがあって、中心市街地と歴史的都市、私たちが先ほどから鳥瞰図でお見せしている100ヘクタールが中心市街地の歴史都市ではないかと私たちは思っているところですけど、そこには景観計画と背景保存条例があり、中心市街地に多くの町家が残存しているのですが、旧街道整備事業ということで古い街道沿いに町並み町家が残ってる一本だけを整備をするということで、中心市街地活性化基本計画のなかの事業があります。もう一つこれは大切な仕組みですけど、まちづくり基金というのがあります。これは倉敷全域の町家を直すときに少し補助金が出るという制度があります。それから右の方に少し丸いんですけど歴史文化基本計画の中の日本遺産がかかっています。

第7次総合計画での位置づけ

基本構想：

10 年 基本構想は、「倉敷市のめざす将来像」を掲げるとともに、「めざすまちの姿」を示し、まちづくりの方向性を明らかにしています。

基本計画

2 文化・産業 < 紡つむぐ > (62ページ)

2-2 世代を超えて受け継がれてきた歴史文化や伝統が大切に継承され、輝いている

3 生活環境・防災・都市基盤 (29ページ)

3-11 先人から受け継いだ歴史的・魅力的な景観が、市内各地で守られている

スライド⑩

ここから今進んでいる第七次総合計画の位置づけ、これ⑩文章ですけども、その中には3の項目の11というところに「先人から受け継いだ歴史的魅力的な景観が各地で守られている」というふうにかかれていまして、

基本計画 2 文化・産業 < 紡つむぐ > (62ページ)

2-2 世代を超えて受け継がれてきた歴史文化や伝統が大切に継承され、輝いている

現状と課題-本市には指定文化財や歴史ある町並みをはじめ、数々の遺産がありますが、多くはその活用が特定の地域や文化財に限られ、広がりを見せていません。

今後の課題-日本遺産の物語も活用し、市全域に点在している価値ある遺産、貴重な伝統文化を、講座の開催なども含めて広く発信していくことが必要です。

日本遺産とは日本各地の歴史的魅力や特色につながる文化や伝統を語る「ストーリー」を文化庁が認定するもので、有形・無形の様々な地域の文化財で構成されています。倉敷市は3つの日本遺産ストーリーが認定され、まさに「日本遺産のまち」となっている

スライド⑪

さらに2の方にうつると「文化産業をつむぐ」ということでのテーマですけども今後の課題として「日本遺産の物語も活用して市全域に点在している価値ある遺産、伝統文化を発信していかなければいけない」というようなことが書かれています。

基本計画 3 生活環境・防災・都市基盤

3-11 先人から受け継いだ歴史的・魅力的な景観が、市内各地で守られている

・現状と課題-歴史的な町並みを保存するため、伝統的建造物群保存地区などの建物の保存や修理などを、市民と行政が協力して取り組むことが求められています。

・今後の課題-建物の保存や修理などへの支援を引き続き行うとともに、地域住民の歴史的な町並みを守る意識を高めることが必要です。

・現状と課題-社会情勢の変化や景観に対する市民ニーズの多様化などにより、周辺の良好な景観に調和していない建築物、屋外広告物、土地利用などが見受けられ、歴史と自然が織りなす美しい倉敷の景観に影響を及ぼしています。

・今後の課題-地域・地区の地形的特徴や景観的特徴、歴史的な成り立ちを踏まえ、その地域・地区の景観にふさわしい都市景観に誘導する取組を強化する必要があります 98p

スライド⑫

第七次総合計画では先ほどの3-11⑫「先人から受け継いだ歴史的魅力的な景観が市内各地で守られている」と書いてあるんですね。「守られている」、これがどこが守られているのかというのが書かれていないんですよ。たぶん美観地区ということで守られていると、倉敷市内には玉島地区と下津井地区という県の保存地区がありますけれども、そのことを指しているんだと思いますけど具体的なことは書いておりません。一番下の方に今後の課題として地域地区の地形的特徴や景観的特徴、歴史的な成り立ちをふまえ、その地域地区の景観にふさわしい都市景観に誘導する取り組みを強化する必要がある都市景観に誘導するこういうふうにかかれております。

市の施策：
歴史的・魅力的な景観の形成を推進する

基本方針

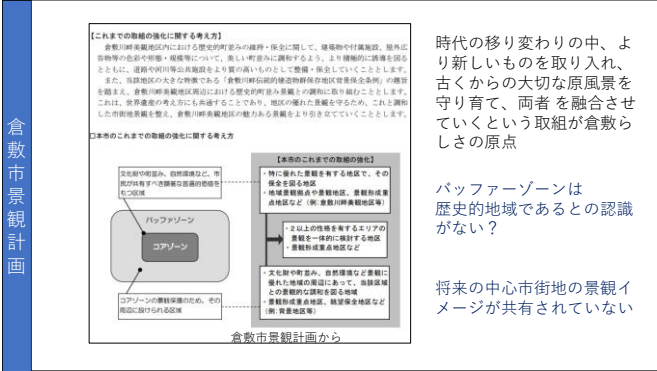
★伝統的建造物群保存地区などの建物の保存や修理などへの支援を継続して行うとともに、市民の意識を高めて、歴史ある町並みや景観の保存に努めます。

★景観づくりに関する市民や事業者の参加意識の醸成を図り、市民団体の活動を支援するとともに、空き家などの活用も含めた景観保全を進めます。

★本市のこれまで培ってきた自然、歴史・文化、市街地などに区分した類型別の方針のもと、地域それぞれの貴重な景観資源を守り、地域の特性を生かした良好な景観形成を推進します。(99p)

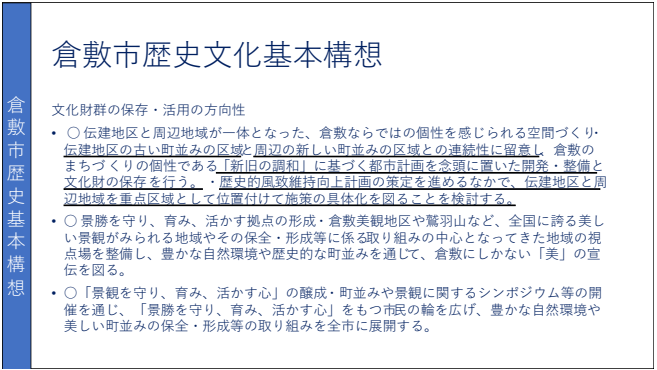
スライド⑬

市の施策として第七次総合計画には、「歴史的魅力的な景観の形成を推進する」⑬の中には、こんなふうなことが書かれていてですね、伝建地区などの建物保存の支援をし、市民意識を高めるとか、景観づくりの参加意識を醸成するとか、一番下には自然歴史文化市街地などに区分した類型別の方針のもとにいろんなかたちで景観形成をするというふうには書いてあります。具体的なことは総合計画なので書かれていないんですけども、今はそんなことが書かれています。景観計画の中ではどんなふうにか捉えられているかということ、これは景観計画の中の抜粋です。⑭



スライド⑳

「コアゾーンとバッファゾーン」ということで位置づけられているんですけども、時代が移り変わるなか、より新しいものを取り入れ古くからの大切な原風景を守り育て両者を融合させていくという取り組みが倉敷らしさの原点である。新しいものと古いものを調和させると、これがどういうふうに関係するというのが、なかなか私たちに読み取れない、で、バッファゾーンは歴史的地域であるという認識があるのかなのか分からない。ずっと読んでみてもですね、バッファゾーンがそういう地域であるというふうな文言は書かれていませんので、私たちの不安要素です、倉敷の場合は。伝建地区のバッファゾーンは歴史的地域であるかどうかという認識がここには書かれていない。将来の中心市街地の景観イメージが共有されていないんです。景観を美しくしましょうというふうには書いてあり、いくつか施策はあり、建物の色彩のガイドラインは書かれておりますけれども、私たちが思っている大切なことが書かれていない。HULという歴史的地域景観がどういう範囲なのかというのが十分解らないという状況です。



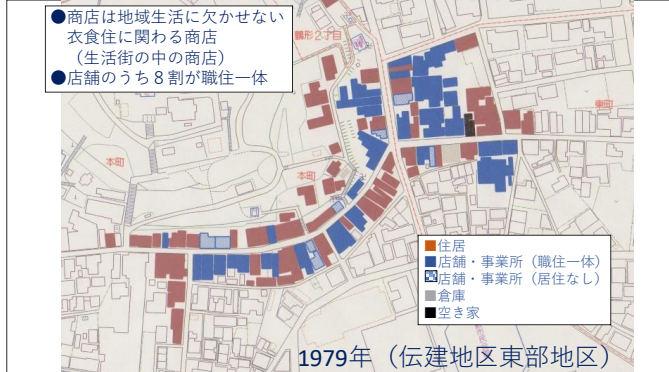
スライド㉑

倉敷市の歴史文化基本構想㉑では歴史的风致維持向上計画の策定を進めるということが書かれていまして、その上段にあります、「伝建地区の古い町並みの地域と周辺の新しい町並みの地域との連続性に留意する」と。これがまた分からないですよ。景観計画では周辺の新しい町並みどういふうに景観整備するのか、周辺の新しい町並みのなかには古いものが無いのではないかとというふうに読み取れたりするので、非常に不安になっている。

歴史的な都市景観の範囲はどういうふうに捉えられているかというのが各計画ではよく分からないという課題があります。私の解釈で話してますので市の人はそうではないかと思っているかも知れませんが、将来の都市景観のヴィジョンがない。コアゾーンとバッファゾーン、特にバッファゾーンが町家を守りながら新しいものも作っていくということで、今後さらにモザイク状態の都市景観になっていくのではないかと危惧しています。景観計画の高さに配慮しないビルが次々建築されていて、眺望保全計画がありましたけども、視点場が非常に少ないということで美観地区の中からの眺望が周りの高いものが建てられているので次々変化が起きています。それともう一つは、伝建地区の商業モール化がすごく進んでいるので内部崩壊が起きている。時間があればお話をしたいと思いますが、そういうことが起きている。

中心市街地活性化協議会では点で町家の再生を多く手掛けていますが、中心市街地の開発圧力が高いのでモザイク化が進んでいて、まさに都市が記憶喪失になって、まちの顔がモザイクになり、ぼーっとして表情が見えない状況です。伝建地区の保全は認知が高いが、周辺地域の保全の関心は薄いので町家の解体が進んでいます。市の施策に位置づけがないことと住民団体の情報発信の力不足も原因です。こういう結果になっている現実を目の当たりにしている私たちからは一貫した歴史的都市景観行政が望まれるし、SDGsの観点からも、何十年後の未来のヴィジョンを作って、バックキャストिंगをしっかりとっておかないと美しい歴史的都市景観形成に向かって進めないんじゃないかと思っています。歴史的な都市景観のヴィジョンがないということが一番の課題だというふうに思っています。

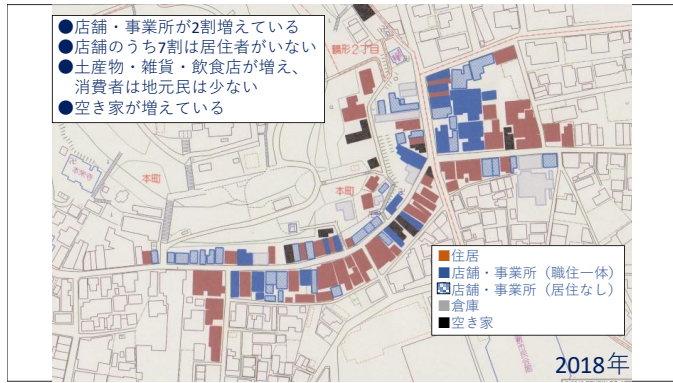
もう一つこれが内部の話で、これだけ最後にさせていただきます。㉒



スライド㉒

1979年倉敷の伝建地区の東部、私が住んでいるところですけど、本町、東町こんな図になっていまして、茶色それから紺色がありますけれども住居、店舗、事業所。店舗もほぼ職住一体でした。人が住んでいて、商売をして

いて、その人たちが地域生活に欠かせない衣食住に関わるようなお店でした。40年前です。



スライド②③

③それがですね、2年前に調査したところ、事業所が更に増えていますが事業所のうち7割は居住者がいない。そして、お店のかたちがどうなっていくかという地元の人が買うものじゃなくなっているんですよ、40年の間に。ほとんど土産物、雑貨、飲食店、観光客のためのお店になっているということで人が住んでいないので、コミュニティとの関わりがなくなっている。そういう意味でまちのなかがかんぱん内部崩壊をしている。伝建地区は良いねと言って、これは生きているんだと、はたしてこれが生きていると言えるのかと。住んでいる人は生きづらいという状況にはなっています。そういう現実を最後に報告しておきます。

〈成清〉：ありがとうございます。時間があればまだまだ聞きたいところなのですが、HULの報告にむけて国際的に議論されてきたような問題が倉敷でも起こってきているというのがみなさんよくお分かりいただけたのではないかなと思います。続きまして、川越ですね。荒牧さんご用意をお願い致します。

.....
●川越から

◆NPO法人川越蔵の会・NPO法人全国町並み保存連盟常任理事

荒牧澄多

〈荒牧〉

川越の荒牧です。よろしくお願ひ致します。最初に出てきた写真①は、伝建地区内で行われているものです。



スライド①

川越は歴史的風景維持向上計画の認定を平成23年に受けましたけれども、そのうちの2つの歴史的風致、いわゆる「物資の集散」ということの象徴である蔵造りと「祭り」ですね、がここに写っています。

まちづくりの歴史	
1893年	明治26年の川越大火 蔵造りの町並みの成立
1975年	伝統的建造物群保存地区保存対策調査
1981年	蔵造り商家 市指定文化財に 当初16件 その後拡大
1986年	歴史的地区環境整備街路事業報告書⇒ 1989年都市計画決定 当初4路線 ⇒10路線に拡大 内7路線完成、1路線部分完成
1989年	川越市都市景観条例施行(旧条例自主条例)
1999年	川越市川越重要伝統的建造物群保存地区に選定約7.8ha
2004年	十カ町地区都市景観形成地域指定 約78.0ha
2006年	クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域約52.0ha
2011年	川越市歴史的風致維持向上計画認定 約207ha
2014年	川越市景観計画施行川越市都市景観条例新規定(景観法委任条例)
2016年	川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例(建築基準条例)
2019年	喜多院周辺地区都市景観形成地域 約88.7ha

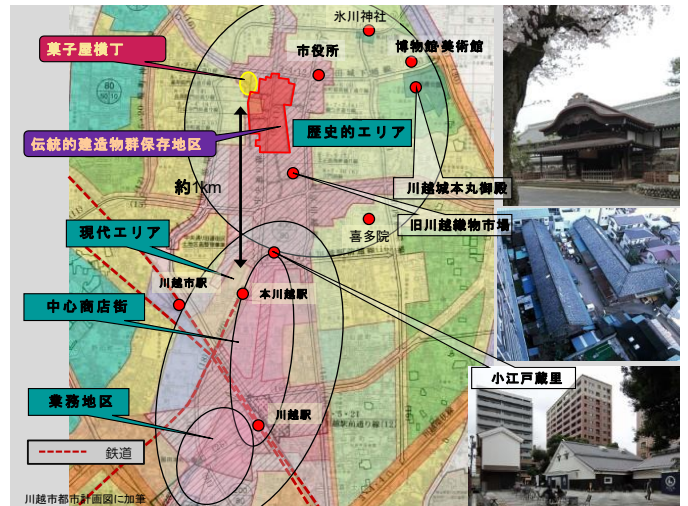
スライド②

簡単に歴史を話しますと②、明治26年(1893)の川越大火の後に、現在の町並みが成立します。1975年に伝建制度が出来た年に、保存対策調査を行います。しかし当時はいろんなことがありまして、伝建地区になれなかった

ので、川越市としては次善の策として、市が単独でできる（当時は登録有形文化財制度がありませんでしたので）市指定文化財に着目し一気に16件を指定しました。ただし、これは外観保存という文化財としてはちょっとイレギュラーな指定なのですが。それから徐々に整備を始めます。引き続いて歴史的地区環境整備街路事業、通称「歴みち」です。伝建地区の中心道路の周辺の細街路にかけまして、現在まで10路線が都市計画決定し、うち7路線が完成。1路線が部分的に完成しています。続いて景観条例ですね。県内で最も早く自主条例をつきましたのですけれども、伝建地区が決まっていなかったために片肺状態でした。本来この景観条例の中に伝建地区をはめ込み、川越の都市景観行政として伝建地区と一体となったシステムを考えていたのですが、住民の声もあり伝建地区ができないために常に片肺状態できました。いろんな問題があったのですが、1999年によく伝建地区になりました。実は現在の伝建地区のすぐ周辺部、それまで高層マンションが建たないと安心しきった場所に高層マンションができて、みんなが慌てたという。

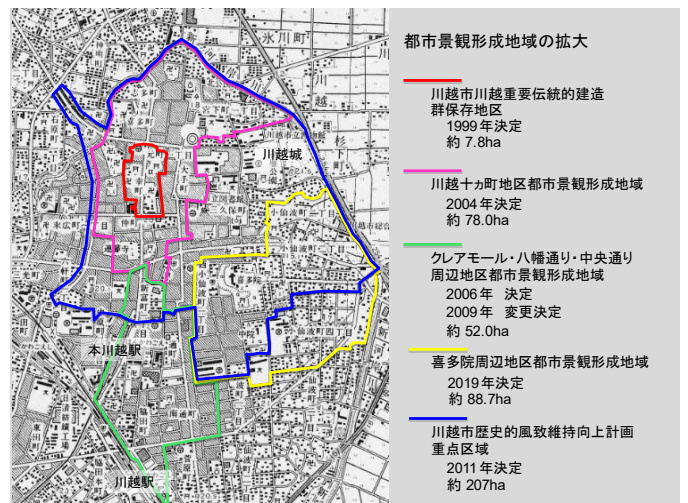
ちなみに、川越は高層マンションができて町並みが壊れるたびに次の政策に入ってきています。そして、伝建地区の周辺部に十カ町地区都市景観形成地域^{じっかちょう}というものをかけました。ある意味では伝建地区のバッファゾーンの地区なのですけれども、これもどちらかという住民発意です。伝建地区だけが川越の歴史的町並みではなく城下町はもっと広いということで、全体として考えようという機運が高まってこのようなかたちになりました。

そして駅周辺なのですが、クリアモール・八幡通り地区^{はちまん}ということで、現代の中心商店街のところにも景観形成地域をかけました。こちらにも部分的に歴史的なものが残っておりますので後でご紹介します。2011年に歴史的風致維持向上計画です。2014年の都市景観条例、それまでの自主条例から景観法委任条例に移行しました。そして、川越市歴史的建築物の保存および活用に関する条例、これは建築基準法3条の条例なのですが。歴史的建造物所有者に対して補助金ではなくて、他の方策で支援できないかということで、工学院大学の後藤先生が川越市の景観審議委員になられていまして、彼の提案によってお金を使わない支援方法ということでこの条例をつくりました。そして、喜多院周辺地区、こちらは重要文化財の集積している地区なのですが、そこも景観形成地域になりました。都市景観形成地域というのは小さい建物を含め全部届出制による緩やかな規制ということになっています。



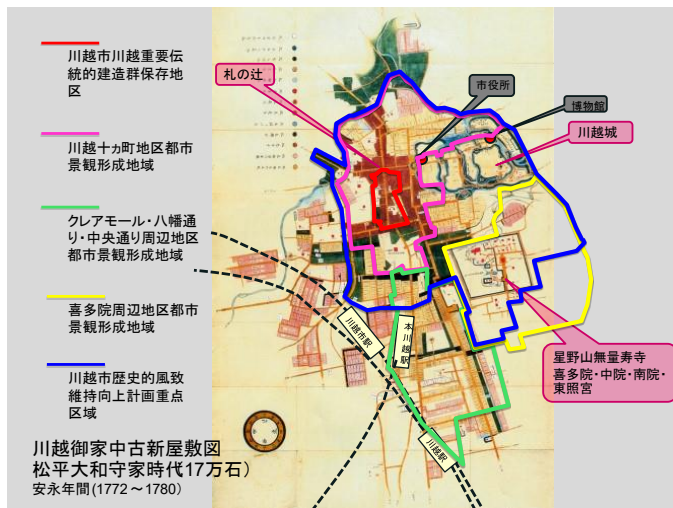
スライド③

これは③川越の中心市街地のイメージですね。北の方は歴史的エリア、旧城下町やお城を中心としたエリア、右上の写真は川越城本丸御殿、南の方に川越駅とありますけど、現在の中心商店街です。現在さらに川越駅の南の方、西口と呼んでいますがそこが業務地区のビル街に変わってきております。最近50mを超える高層ビルの計画が上がったみたいです。川越は、それまで35mぐらいの建物しか建っていませんでしたけども。右中央の写真の旧川越織物市場、大規模な歴史的建造物ですけれども、市民運動の成果として保存が決まったこれは良い事例ですね。旧川越織物市場は、明治43年の市場建築なのですけれども、この写真は高層マンションの上から撮っていますが、ここにもこのような規模の大きいマンションができることを市民運動の成果として川越市が買取り、現在修理工事中です。右下の写真の小江戸蔵里^{こえどくらり}、元は醸造蔵です。右と奥に高層マンションが建っていますが、このようなマンションを建つところをやはり市民の働きかけで市が買い取って、川越の産物の販売や飲食として再生しました。今、コロナ禍で運営がストップしちやっている状態です。これが川越の中心市街地のイメージです。



スライド④

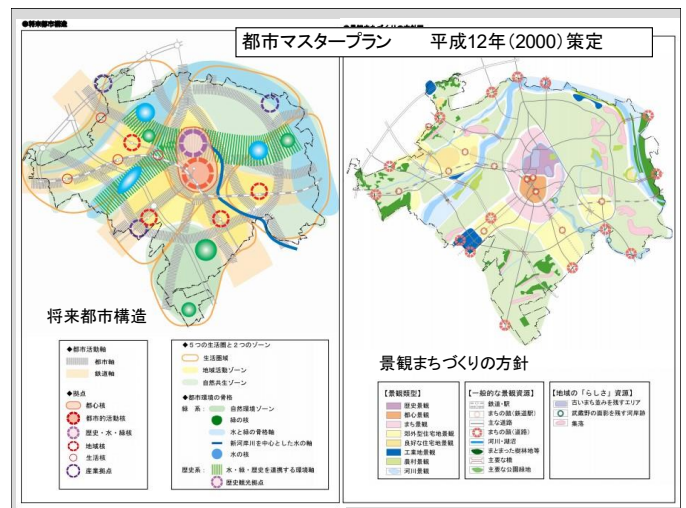
次に④、景観に関する規制エリアがどう拡大していったかをお話します。赤いエリア、これが伝統的建造物群保存地区ですね。1999年に重伝建に選定されますが約7.8ヘクタール。そしてピンクの十カ町地区約78ヘクタールですが、伝建地区を含みその周囲にも素敵な町並みが残るところです。緑色はクレアモール・八幡通り・中央通り地区といって現在の中心商店街、県内でも有数の商店街なんですけど、そのあたりにかけたエリアです。青色は歴史的風致維持向上計画のエリアです。ピンクのエリア右側に川越城とあります。このへんがお城の地域です。そして、2019年に決定されたのが黄色いエリアです。喜多院周辺地区ですね。川越の中心市街地は、ほぼお城のところだけ抜けているのですが、このようなかたちで小さな建物一軒一軒、看板も含め全て届け出によって緩やかに指導していくような何らかのイメージを持ったエリアとして網がかぶさっています。



スライド⑤

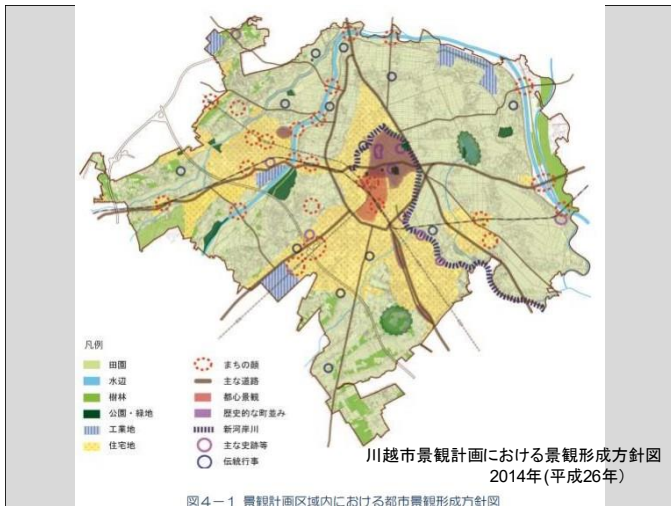
こちら⑤は江戸時代、川越が最大だった17万石時代の1770年代、安永年間くらいの川越の城下です。真ん中の赤いところが十カ町と言われる町人町、緑のところは郷分町、これも町人町ですね。その周辺に広がる黄色いところが武家屋敷になります。駅は川越の一番はずれにできたことが分かるかと思います。昭和30年代以降駅の方に商業が集積して、旧来の中心商店街だった十カ町といわれるところの落ち込みが激しくなっていました。そこでどうしようかということで、歴史を活かした町づくりを行おうということになり、伝建地区にいくわけなんですけど。これで見ると伝建地区というものが旧城下町の町人町のごく一部分でしかないことが分かるかと思います。そこでピンクの十カ町地区（江戸時代の町人町の呼称を継承している）をかけることによって、旧町人町の大半を網羅している。さらにクレアモールとか喜多院周辺とかをかけることによって、旧城下町地区のエリアほぼ全域が何らかのかたちで守られる地区になっているのですが、川越城周辺だけはまだ、エリアが出来て

いません。この中で一番特徴的なのは、川越の場合は常にエリアの境というのが町内会（自治会）ですね、ある意味では日本のコミュニティの最小単位である町内会を中心としたエリア分けとなっておりますので、必ずしも江戸時代の町家地区とかそういったものがエリアとは一致せずに、結構直線的なエリアでわかれているところが特徴です。自治会のコミュニティというものがかなり重要でして、この十カ町地区に関しましても、決まっていたのは自治会長さんたちのお付き合いの範囲だということと言えます。また南の駅周辺もそうですし、自治会の上に自治会がいくつか集まった支会というのがありますが、支会単位ですね、自治会同士のおつきあい、そういうのが基本となってこういうエリア形成ができています。



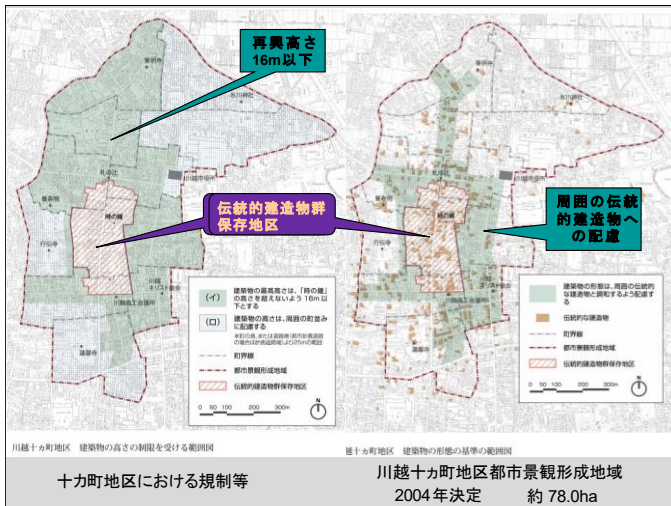
スライド⑥

これ⑥は、平成12年に策定しました都市計画マスタープランです。基本的にさっきからお話しているのがちょうど真ん中の紫色の丸と赤い丸、赤い丸が中心商店街、上の紫の丸が歴史的エリア、その周辺部に広がっているところが江戸時代以来の川越城の直轄の農地です。従ってお城と川越の城下を中心とした江戸時代の地域経済構造が全てここに映し出されている。それがやはり、市民としての共通認識で、川越は、城下町であった中心市街地を中心に、緑のエリアや新しいエリアが同心円上に広がっているのが見て取れるかと思います。このように一応政策上はいろんなレイヤーがかなりよく整備はされているのですけど。



スライド⑦

こちら⑦が景観計画に載っている景観構造なのですが、これもほぼ先ほどの都市マスタープランと同じような構造をとっていることが分かるかと思えます。ちなみにこれができるのは、景観条例が施行された翌年、平成2年度にこの策定が行われ、それが都市計画マスタープランに反映され、それがさらに景観計画に移行しています。ですから川越全体の都市構造そのものは、基本的には多くの市民が認識されている。おそらく周辺の黄色い住宅地に住んでいるかたがたもこのエリアイメージというのはなんとなくニュアンスで認識されているかと思えます。



スライド⑧

これ⑧は十カ町地区の都市景観形成地域です。真ん中の赤い線内が伝建地区、ここは高さ11メートル規制し全て許可制です。左側の図を見ると濃い青のところが高さ16メートル規制です。高さ16メートルというのは川越のシンボル「時の鐘」の伝承の高さですね。実際に測ると違うんですけど、昔から時の鐘は16メートルだと言っているので、じゃあ時の鐘を見下ろしちゃいけないねということでこういった高さ規制をしています。右側の図のエリアでいうと濃い緑色の部分というのは、どちらかとい

うと旧城下町、町人町の路線に面したエリアです。茶色い点々は歴史的建造物ですね、保存されているか否かは別にして。こういった周囲にある歴史的建造物を意識してデザイン配慮をしてくださいということをお願いしています。



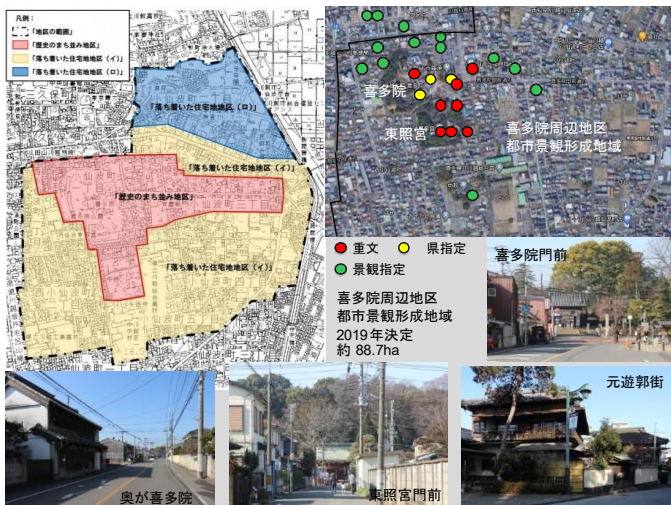
スライド⑨

これ⑨が実際の事例です。左上が松江町と言いまして川越街道沿い、伝建地区の一本東側の通り沿いの町並み。右下は正面が市役所なんですけど、ここも同じ通り沿いです。こういった歴史的建造物が伝建地区の周辺部にも残っておりまして、これらは景観条例による景観重要建造物等で守られています。実際、右上の写真のところの手前にマンション計画が入っていますけれども、この工事看板を見ましたら計画高さは15メートルになっていました。このエリアというのは奥に見えるような高層マンションが建つような商業地域のエリアです。放っておけばこういう高いマンションになるところが、事業者の方々は景観計画による16メートルの規制を守ってくださっています。ちなみに左下の写真の建物なんですけど、奥の方に時の鐘が見えています。最初の工事看板が24、5メートルで出ていたのですが、当時の行政の方がこのエリアが高さ16メートル規制ということでお願いした結果、それ以下になりました。この事例のときは、あくまで自主条例上だけで決めた高さ制限なんですけど、法的には何もないのですが、守られました。外部から来た人たちは、高さ規制については非常に敏感に守ってくださっているようです。この地区は行政の方に聞いたところ、制度ができちゃったので安心感があって歴史的町並みに対しての関心が薄くなっているというようだとのことでした。ある意味では行政が制度をつくることによって、その制度を行政に委ねてしまって自分たちが危機感を持って対応することがなくなってきたようなニュアンスをうけました。



スライド⑩

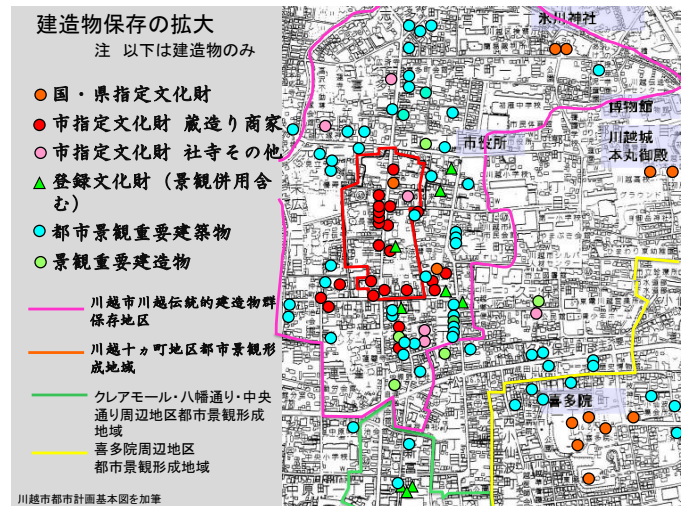
これ⑩が駅に近いクレアモール・八幡通り地区。ここはデパートや商業施設が密集している地域です。こちらでも三角形の点が登録有形文化財ですし、丸い点は景観条例の指定物件です。ちなみに上の方に三角の点が3つあるところが3枚目のスライドで紹介しました小江戸蔵里のところ。その左側にある中央通り、この地区は昭和8年(1933)にできた道なのですけど、下の真ん中の写真のように看板建築の集まりです。この道をまっすぐ北に行くと伝建地区、りそな銀行・旧第八十五銀行の建物が真正面に見えています。中央通りに面したところの町並みのライン、旧看板建築群が2階建てだったのでそのイメージを残したデザインをお願いした結果、この真ん中の写真です。これは余談なのですが右下の写真、鉄道模型のNゲージの模型に左側の角の建物と同じものが採用されています。



スライド⑪

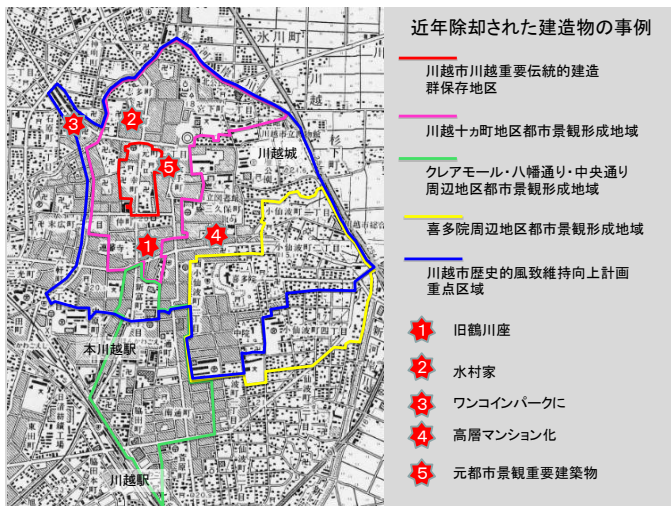
これ⑪が喜多院周辺地区です。真ん中に喜多院、江戸城紅葉山御殿が移築されたものや、江戸時代初期に建築された東照宮など、重要文化財が集中し、黄色の点の県指定文化財、また、緑色の点が景観条例の指定物件ですが、歴史的建造物が集まっているという地区です。ちな

みに航空写真の喜多院って書いた文字の左上の緑の点というのは、右下の写真ですが元遊郭街です。それ以外にも喜多院や東照宮への眺望景観、また歴史的建造物も残っているということで、景観条例による緩やかな守りができました。たまたまこの写真を撮っているときに地域の人に出会ったら、「この地区、実は景観地区になっていろんな歴史的な雰囲気が守られるようになったんだよ。」と誇らしげに語ってしまっていて、この制度ができたばかりですので、住民のモチベーションが高いということが言えるかと思います。



スライド⑫

これ⑫は保存建造物がどう増えてきたか、エリアも示していますが、濃いオレンジの○が重要文化財や県指定文化財、薄いピンクが市指定の町家以外の建物です。赤の○が蔵造り町家の市指定文化財です。ちなみに伝建物は除いてあります。緑の△が登録有形文化財。水色と薄い緑の○が景観条例指定物件。先ほど十カ町地区都市景観形成地域内で周囲の歴史的建造物に配慮するというのがありました。このように景観条例によって歴史的建造物を守ることによって、メルクマークとするようになっていっています。ここでは届出制ですので、強制もありませんけれどもそれでも外部から入ってきたかたは強い意識を持ってこの基準というものを運用されているようです。



スライド⑬

⑬ここからが問題になったもので、ここ数年に壊された建造物ですね、1番が鶴川座、前回福川先生もお話になりましたが。2番は水村家です。どれも重要な位置にあったものなんですけど。



スライド⑭

これ⑭は鶴川座ですね。江戸の血を引く、日本でいう唯一だったと思われる芝居小屋ですね。明治33年に開場しました。右側のところに新富座とありますが、東京でもっとも有名な芝居小屋です。上の明治から大正の写真を見ますと瓜二つ、いわゆる東京にあった芝居小屋のコピーバージョンがあった。左下は煉瓦でできた花道があり、下中央は全て木でできた回り舞台ですね。

左上の写真、大体芝居小屋の成れの果てはポルノ映画館です。鶴川座も同様で、その印象が強いために市民にとっては負の遺産的だったのも事実です。ただ右側のところが小屋主さんの家で、小屋主さんの家と一体となっていて一緒に残っているのは珍しいと思うのですが。底地はお寺さんなので、お寺さんがこの建物の権利を買ってずっと持っていました。確か平成16年に市役所内に中心市街地活性化推進室が設置され、鶴川座と小江戸蔵里と旧川越織物市場の三点を現代の都市空間、商業空間と

歴史的空間をつなぎながら守るということですずっと検討してきました。さらに歴史的風致維持向上計画の重要な整備目的にしたのですが、次⑮のようなものになりました。



スライド⑮

土地所有者であるお寺さんが川越市からのアプローチを待ちきれなかったということもあるかもしれません。外国人向けのドミトリー形式の宿泊施設です。竣工したのが昨年なので、コロナ禍で収益計画が大幅に狂ってしまったみたいです。往時の壁面までセットバックしてくださっているので、表からそんなボリュームには見えませんし、高さ制限16メートルという制限がかかっているところですので、このくらいの高さで済んでいます。右側のところに鶴川座の案内板が立っています。ボリューム的には良いか悪いかは議論があるでしょうけど、最悪の状態にはなっていないと言えるかと思います。



スライド⑯

もう一軒⑯、これも川越大会のときに保存要望をみなさんで決議していただきましたが、水村家という建物です。見た目はトタンでボロったく見えるんですが、享保年間くらいと推定される関東でも僕が知っている中で2

番目に古い町家なのですが、これも難しい問題がありまして、取り壊されました。



スライド⑰

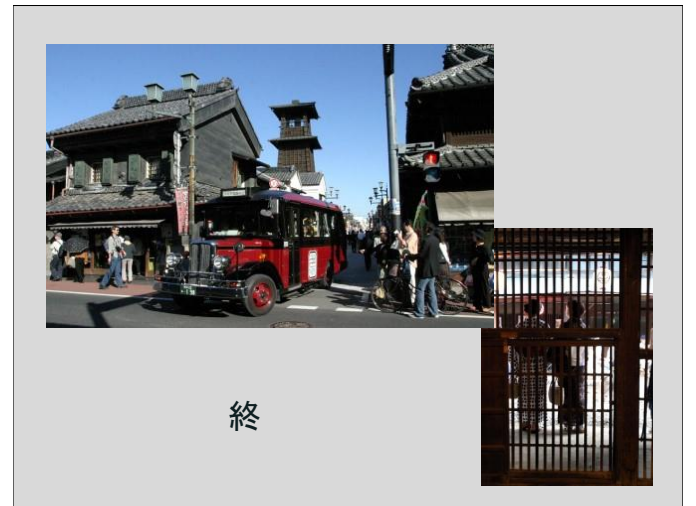
上⑰は川越市で唯一残っていた伝統的な旅館建築なのですが、相続人の方たちの誰か一人でここを相続しきれなかったため、ワンコインパークに変わりました。また、下のところですね、これだけの町並みがマンションに変わりました。どうもこの町家群は、地主さんがお一人だったみたいですね。これも多分相続が発生したんだと思われまます。川越の場合は、伝統的な町並みにあつという間にこういうマンションが建つようなところですよ。



スライド⑱

これ⑱は景観条例で守られていた建物です。ここは家族構成が大きく変わったということで、家族全員が住めなくなった、家族が増えたわけですね。お子さんが結婚されて子どもたちができてということで。その結果真ん中の写真に変わりましたが、現在、商売を辞めテナントが入りまして、こういう和風のデザインが表にくっつきました。ちなみにこの家の隣の隣からが伝建地区です。このようなかたちで川越は、一応制度上はかなり充実しているのですが、歴史的町並みの崩壊を止めるには至っていないと言えると思います。

最近の話題なのですが、歴史的建造物を使ったサテライトオフィスの実証実験を川越市は行っています。伝統的建造物を実験に提供されている方にたまたま会ったときに聞いたのですが、二部屋ぐらいに別々の事業者の方が入ってまして、その方たちで交流が生まれたり、逆に埼玉県にいくつか事業所がある会社なのですが、その方たちがここでサテライトすることによって同じ会社の中でも他部署同士の交流が生まれた。しかもその方たちは古い町家を使うことによってクリエイティブな印象を持って楽しんでワークをされているという。歴史的空間のもつ温かみ、長い歴史で培ったそういったものが新しい働く人たちにとっても、いい影響を与えているのではないかと、所有者の方は評価をしていました。ということで、川越では制度的には非常に充実しているのですが、なかなか守りきれない。何が問題かというところから制度ができてしまうと行政が制度を全部やってくれるものと思って、市民が安心してしまふ。実際に行政の方に聞いたのですが、そういったような問題が起きているように思う。同時に歴史的な魅力を感じる人たちが増えてきて、しかも外部の人ですね、中に住んでいる人じゃないんですけどそういった効果も出てきたというのが川越からの報告とさせていただきます。以上でございます。



スライド⑲

〈成清〉北島さんよろしくお願ひ致します。

.....

●八女から

◆NPO法人まちづくりネット八女

理事長 北島 力

〈北島〉

川越、倉敷と比べると八女は人口が6万くらいです
で、地方都市の都市景観ということで比較がなかなか難
しいのかもしれませんが、現状について報告をさせてい
たいただきます。

歴史的都市の環境・景観を考える

暮らし&コミュニティの持続、伝統建築技術の継承を目指して

— 2021.02.21「HUL 連続シンポジウム」 —
NPOまちづくりネット八女理事長 北島力

スライド①

この画面①の左のほうが町並みの町家を修理した事業
の前後の写真ですが、町家の外観を建物の輝いた時代に
戻すようにしています。右のほうが伝統的な木造軸組み
工法で建てられた町家建築の現代の修理技術でどうや
って継承していくかということで、地元の建築関係者を集
めてNPO法人を立ち上げました。町家の修理事業を担いつ
つ、技術を向上させて未来に伝えていこうということで、
現場での研修などの活動をやっているところです。



スライド②

八女福島の位置②は、福岡市から車で1時間ぐらいのと
ころです。合併して市域が大分県境と熊本県境に接する
ことになりました。合併前の八女市は人口4万人程度
で、面積もちょうど良い都市でしたが、合併した町村は
たくさんの山林を有し、市の面積は、福岡県内で北九州
の次ぐくらいに大きな面積になりました。中間山間地はも
のすごく過疎化が進んでおり、本当に限界集落をたくさ
ん抱えているという都市です。



スライド③

これ③は有明海から俯瞰した図①ですが、奥八女という
山間部が合併した町村です。有明海にそそぐ矢部川とい
う清流がありまして、この矢部川の扇状地、開けたとこ
ろが旧八女市ということになります。したがって、奥八
女の物産が谷沿いを下って八女福島に集まる。人も物流
も八女福島に集まるといって栄えたまちです。ちな
みに柳川は有明海に面しており、久留米が八女福島の北
部に位置します。この矢部川から柳川の堀割に水を取り
入れています。江戸時代はこの矢部川から北が久留米
藩、南が柳川藩ということで、八女福島は久留米藩に属
しました。

八女市の景観計画＝景観まちづくりの位置づけ
「八女市の良好な景観の形成に関する計画」は、景観法に基づく景観
計画であり、大きく以下で構成されます。

- 八女市の良好な景観の形成に関する計画
 - 八女市文化的景観計画
 - 矢部川流域景観計画

福岡県が策定した矢部川流域景観計画の対象区域のうち、平成22年2月に本市と合併した黒木町・立花町・矢部村・星野村を対象としています。

- 旧八女市を対象とする「八女市文化的景観計画」
- 黒木町・立花町・矢部村・星野村を対象とする「矢部川流域景観計画」

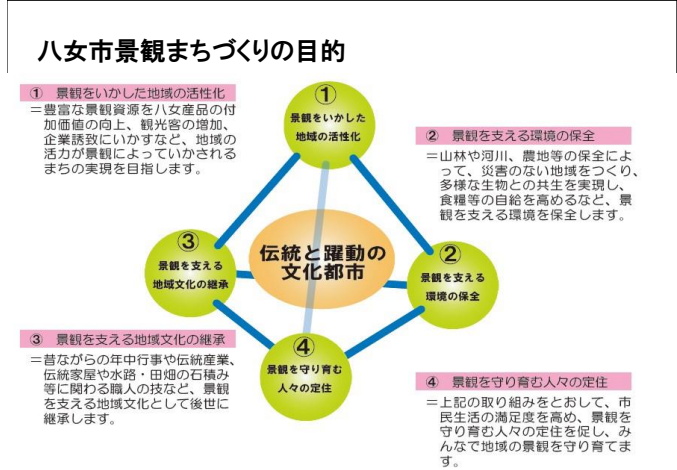
スライド④

八女市の景観計画④は、町並みの保存地区いわゆる重伝建地区が、現在全国で約122ヶ所になっています。八女福島の場合は2002年（H14）に国から重伝建地区の選定を受け、全国で61番目でした。その前に川越が選定され、そしてかなり遡って倉敷が選定されており大先輩です。経緯としては、平成に入ってバブルが崩壊して低成長になり、文化的なもの歴史のあるものが見直されるまちづくりが時流となるなかで、八女福島も大型台風により屋根の被害を受け、町並みを残そうという市民の機運が高まる中で、市民と行政が連携する形で町並み保存を進めてきました。その後、2004年（H16）に景観法が施行され、八女市は市域全体を対象に景観法に基づく「八女市文化的景観条例」を定め、文化的景観計画を策定し、景観行政団体として景観まちづくりを取組んでいます。



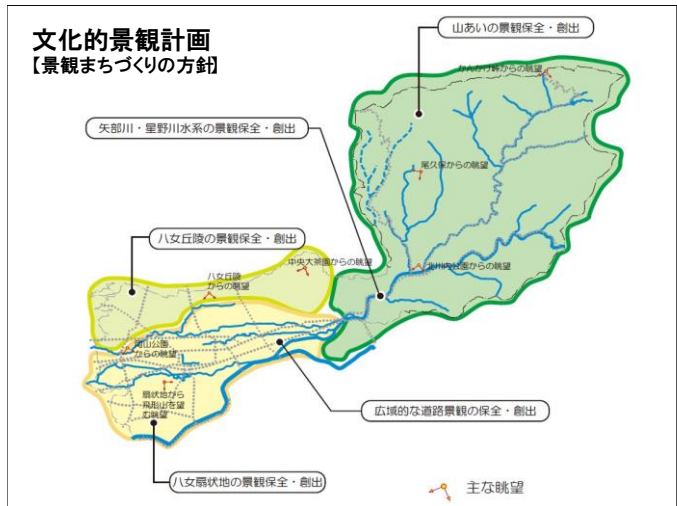
スライド⑤

地図⑤の薄いピンクのところ、旧八女市と上陽町が先行して合併しました。この薄いピンクのところ、八女市文化的景観計画というものを位置づけました。八女市が景観行政団体だったので策定しました。第二段で合併したその他の町村は、広大な森林面性を有し、福岡県が策定した矢部川流域景観計画に位置づけられておりましたので、これを合併後合わせて現在は八女市文化的景観計画になったという経緯をたどっています。



スライド⑥

この写真⑥のような自然及び歴史的な豊かな景観をいかに地域の活性化につなげるか、それから景観を支える環境をどう保全していくか、それから景観を支える地域文化をどうやって継承していくかということ、そして、景観を守り育む人びとの定住をいかに取組み過疎地としての持続可能な景観継承を図っていくかという4つの大きな柱の中で景観計画が策定されました。



スライド⑦

旧八女市と上陽町が合併した時の文化的景観計画⑦ですが、ゾーンが大きく3つに分けられています。上陽の山手の方から、「山あいの景観」、それから下ってなだらかな丘陵地帯になっていて、八女茶の生産が盛んなところがございます。この「八女丘陵の景観」と並行するように矢部川の開けたところが「扇状地の景観」ということです。3つのカテゴリーに分けられていて、歴史的市街地は扇状地の景観に位置されますので、この扇状地の景観をどうしていくかというのが歴史的都市景観の重要課題です。

八女文化的景観をいかす景観まちづくり

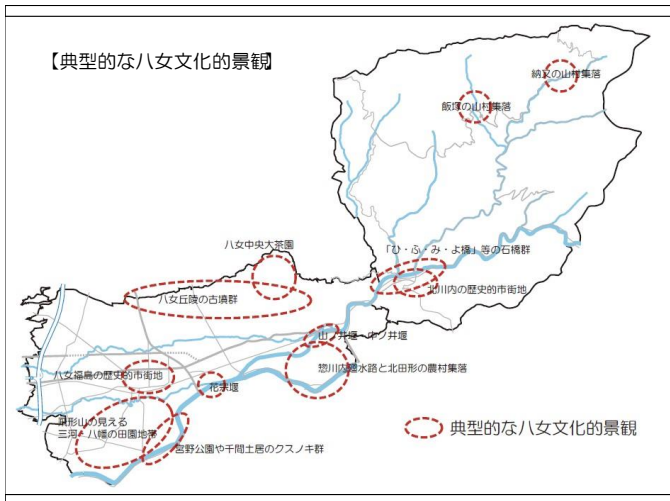
【八女文化的景観＝八女らしい景観を活かす景観まちづくり】

八女文化的景観＝「地域における人々の暮らしにより支えられてきた地域固有の歴史及び文化が反映された景観であり、八女らしさを語る上で欠くことのできない景観」



スライド⑧

現在、国では重要文化的景観というのが生業とともに紡いでいる景観をどう継承するかということで、政策が進められております。八女市の場合は、国が重要文化的景観計画を始める前から八女文化的景観というのを位置づけていました。「地域における人々の暮らしにより支えられてきた地域固有の歴史文化が反映された景観であり、八女らしさを語るうえで欠かすことのできない景観」を文化的景観として位置づけし、重要なテーマとしています。奥八女の山あい、棚田、それから丘陵地の古墳群、市街地の町並みこういったものを重点に文化的景観計画が進められています。



スライド⑨

この図⑨で示しているように、スポットを示しながら典型的な文化的景観として重要なものですよということで位置づけられています。

福島城下町空間復元図

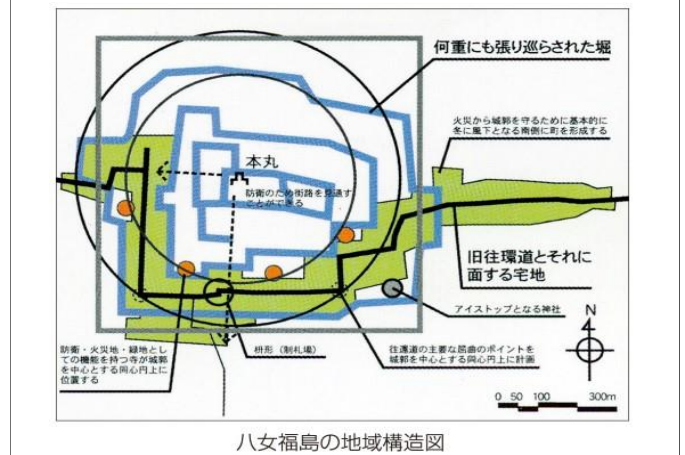


八女市福島伝統的建造物群保存対策調査報告書

スライド⑩

この復元図⑩が歴史的市街地、歴史的都市の始まりとどうか、いわゆる城下町を整備した復元図です。三重の堀に囲まれて赤い筋が旧街道です。城の南を通じる旧街道を囲むように町人地を配置し、城の周辺を武家地で固め、守りに備えた城下町の形成をしております。

福島城下町 構造図



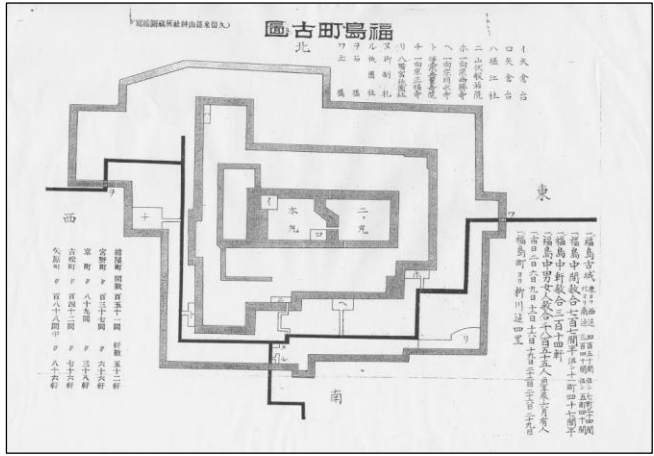
八女福島の地域構造図

スライド⑪

その空間的には、城の南を通じる旧街道沿いに町人を住まわせているのですが、かなり防衛を意識して城下町を整備していて、冬の北風から火災が発生していくことを想定して、南の方に町人町を配置したと読み取れる城下町の構成になっております。

歴史的都市の八女福島の変遷

江戸後期



スライド⑫

この図⑫が江戸時代後期に書かれたもので、城下町の建設のときからほとんど変わっていないまちの形成が読みとれる絵図です。

歴史的都市の八女福島の変遷

昭和初期

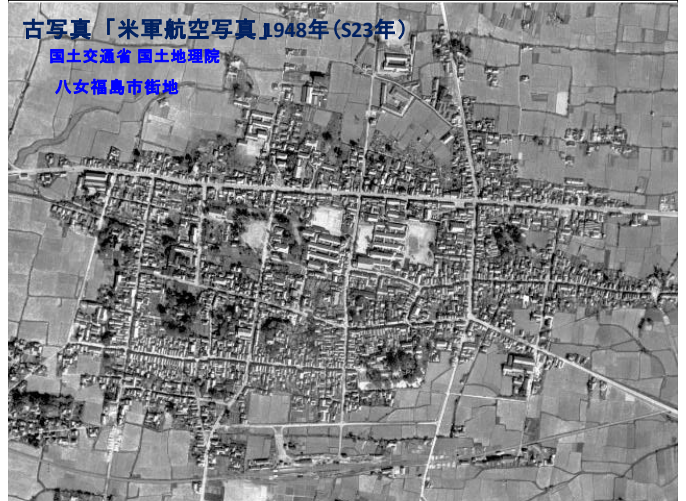


スライド⑬

これ⑬が昭和初期に描かれた図で、江戸時代からするとだいぶ様相が変わってまいりまして、西のお隣の筑後市というところに鹿児島本線の羽犬塚駅というのがあり、そこから大分に抜ける国道が整備されて、そこに馬車軌道が走るようになり、久留米からは国道に電気軌道というのが通じてきまして、交通の近代化とともにまちが変遷を余儀なくされて、新しい時代に備えたまちづくりというのが明治から昭和の始めにかけて進み、相当大きく変わっていったという状況になります。

古写真「米軍航空写真1948年(S23年)

国土交通省 国土地理院
八女福島市街地



スライド⑭

この写真⑭は、戦後まもなく米軍が撮った航空写真ですが、これが東西の国道442号といって大分に抜ける道路、これが久留米から熊本へと南に走る国道3号です。今は両国道ともバイパスができています。国道3号もバイパスができる前に市街地を走ってましたが、そのときに見る町並みというのがこの旧街道が東西にこういうふうに通っていて、相当町家が集積をしていると読み取れるし、明治以降の新しい道路に関してもそれなりに道沿いに町家が集積していると写真で読み取れますので、相当この時代というのは空間的に町家が残っていたというふうには言えると思います。



スライド⑮

この写真⑮は、昭和29年の航空写真の一部を切り取ったものですが、ほとんどは屋根瓦の伝統建築が残ってしまっていて、一部に現在も残る木造アーケードの建築物群が確認できます。



スライド⑬

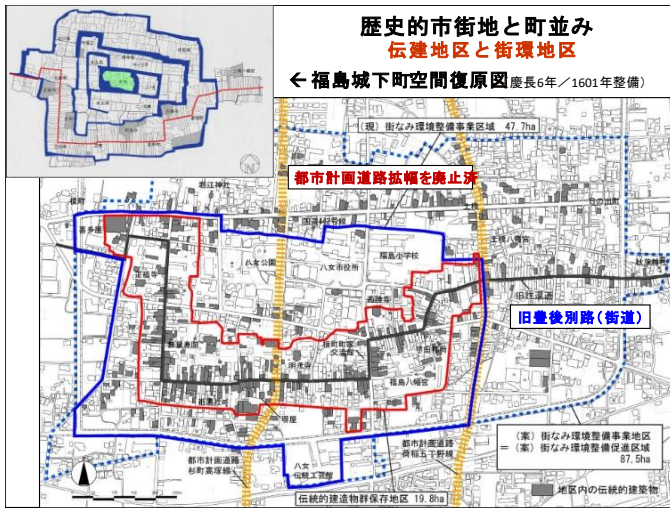
この写真⑬から平成29年代になりますと、陸屋根の建物ですとか空地ですとか相当変わってはいますが、木造アーケードだけが昭和29年の航空写真から読み取れる建物では、戦後すぐ建てられて今も残っているということが言えると思います。他は相当屋根形式が変わってきますので、まち自体が近代化の洗礼を受けたということが言えると思います。

市、あるいは歴史的市街地と言える範囲だろうと考えています。



スライド⑭

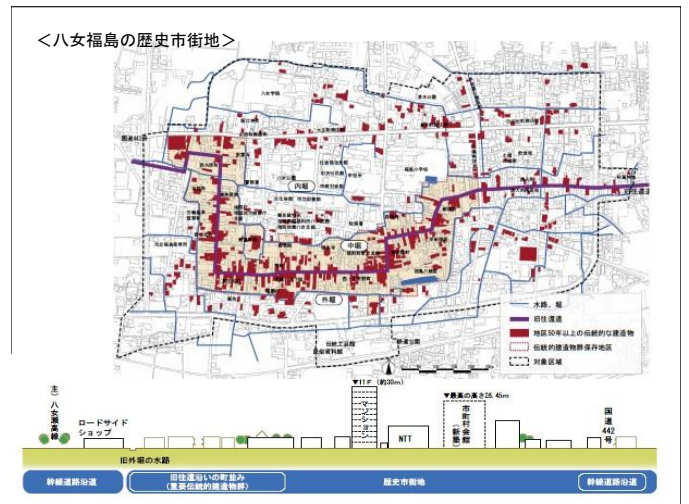
八女福島町並みの町家の建て方は、川越や倉敷と違って通りに面して、棟の妻面を直角にするという妻入りの町家が非常に多いというのが特徴で、川越の場合は大きい陰盛とか、黒漆喰とか特徴的な意匠が多いですが、八女福島の場合は平入ではなく妻入りというのが一つの大きな意匠の特徴です。また、川越と倉敷と同じように2階の軒裏を漆喰で塗り込めるという町家建築は、火災の延焼を防ぐのを目的にしている特徴があります。



スライド⑮

これ⑮が現在の地図ですけど、城下町復元図からすると、この赤いのが旧街道です。旧街道沿いに町人地が配置されていますので、この赤いのが町人地をすっぽり重伝建地区にして、約20ヘクタールの面積になっております。青の実線をひいた範囲は、重伝建の選定の前に台風でいたんだ屋根を修復するために国費が個人の家に補助できるという制度が国交省に街なみ環境整備事業というのがありまして、重伝建の選定の前に導入して町家修復を始めました。

一方、市街地が密集市街地なので、防災を優先して歴史的部分を囲んで街なみ環境整備事業をこのように広げ、町家の修復及び道路やストリートファニチャーなどの整備を進めました。範囲は約90ヘクタール。これが歴史的都



スライド⑯

これ⑯は文化的景観計画のときに作成された図ですが、旧街道沿いに町家が連続して残っているところが重伝建地区です。ここが非常に町家の集積が多いです。歴史的市街地は城下町の範囲からまちが明治、大正、昭和と発展し、大きく展開していますが、町家建築というのは、その発展した範囲に点在しているということが言えると思います。建物の高さの問題は、ローカル都市ですが、マンション建築だとかホテルだとか高いものが建てられています。この図は市街地を南北に断面で表すために東

から見た図ですが、町並み保存地区は2階建てが主流で規制されており、高い建物は建ちませんが、保存地区から外れるマンション等の高い建物が建てられているという実態になっています。

◇ 歴史都市としての八女福島環境・景観の阻害要素◇

伝建地区周辺の景観向上の強い誘導必要

伝建地区から見える景観阻害 高さ：高層ではなく、中層への誘導が求められている



スライド⑳

この写真⑳は、町並み保存地区から見た景観の乱れですが、鉄塔とかマンションとかお寺の門をくぐると見えるという状況にあります。

◇ 歴史都市としての八女福島環境・景観の阻害要素◇

伝建地区周辺の景観向上の強い誘導必要

伝建地区から見える景観阻害 高さ：高層ではなく、中層への誘導が求められている



スライド㉑

この写真㉑も旧街道の町並みの通りですが、通りから望見できるところに5~6階建ての中層を超える高いビジネスホテルが存在します。高いビルが町並みと隣接して歴史的景観を阻害していると思います。

◇ 歴史都市としての八女福島環境・景観の阻害要素◇

伝建地区周辺の景観向上の強い誘導必要

高さ：高層ではなく、中層への誘導が求められている



スライド㉒

この写真㉒は町並み保存地区から外れて東に歴史的な神社がありますが、その神社の鳥居の奥に11階建てのマンションが見えています。これも景観の大きな阻害要因だと思います。

◇ 歴史都市としての八女福島環境・景観の阻害要素◇

伝建地区周辺の景観向上の強い誘導が必要

シャッター通り化した商店街



◇ 歴史都市としての八女福島環境・景観の阻害要素◇

伝建地区周辺の景観向上の強い誘導必要

通りの両側の歩道にアーケードがあり、建物が良く見えない



スライド㉓㉔

この写真㉓㉔は、町並みの旧街道ではない保存地区の外の方の幹線の商店街の通りですが、通りに面して看板建築が連坦しシャッター通り化しています。市街地を囲む環状

線のロードサイドにまちの商業機能が、取ってかわれていますので、商店街が衰退した状況になっています。

この写真も町並み保存地区外の幹線の商店街の通りですが、市街地の商業機能が失われ、空き店舗が増えたり、一部歩道にアーケードがかかっている、奥の歴史的な建物も見えないという状況で、アーケードを撤去すれば奥の歴史的な建物が見えることになります。

◇ 歴史を記憶する歴史的建物の減少に歯止め策を◇



伝建地区周辺の景観向上の強い誘導が必要

歴史的な建築物の保全への支援策が必要

→ 解体後は、プレハブがで新築



スライド⑳

これ㉑は町並み保存地区の外側なので規制がないため、このように歴史的な建物が解体されてしまうわけです。さきほど川越では、重伝建地区外側の周辺バッファゾーンの景観を保全するため、制度をつくり高さ制限とかの基準を設けて、様々な景観の誘導されている報告がありました。八女福島の場合は景観形成地区の範囲にはなっていますが、都市計画制度を利用して誘導を含めた規制がないものですから、貴重な歴史的な建物として残しましょうと所有者に説明をお願いしますが、強制力がないため所有者の意向が優先して、こういうプレハブの建物が建てられてしまうことになるわけです。

◇ 歴史を記憶する歴史的建物の減少に歯止め策を◇



伝建地区周辺の景観向上の強い誘導が必要

歴史的な建築物の保全への支援策が必要

→ 解体後は、駐車場



スライド㉒

この建物㉓も貴重な町家建築として改修して残してほしいとお願いましたが、お願いベースなので、所有者の意向を止めることができず解体され、こういうふうな駐車場に変わってしまう現実があります。歴史的な建物、町家建築等に対しての保全するための誘導が不十分で、制度づくりを急がなければならない現状にあると思います。

◇ 歴史的の建築物の再生活用◇

- ・敷地 約290坪
- ・店舗等 26戸（現入居1戸）
- ・建築年 S25年頃



戦後土橋商店街の繁栄した時代の象徴



旧土橋商店街木造アーケード

スライド㉓

貴重な歴史的な建物で残っているものがたくさんあり、これ㉔は商店街のアーケードの建築物群ですが、土地の所有者が戦後すぐ建てて分譲したということで、底地と建物の所有者が違っていています。現在、1軒の営業しかなく、他は空き家となっていて、行政も空家特措法を根拠に建物の権利者約20数名を調査していただきましたが、6名ぐらいが手紙を出しても音信不通で連絡が取れない状態です。今後、法的なことを含めてどうアプローチし、この建築物群を残せるのか非常に難しい課題を突き付けられています。

◇ 歴史的の建築物の再生活用◇

- ・敷地 土橋八幡宮境内
- ・戦後引揚者の闇市が発展
- ・店舗等 27戸（空家7戸）



戦後中心部の繁栄した時代の象徴

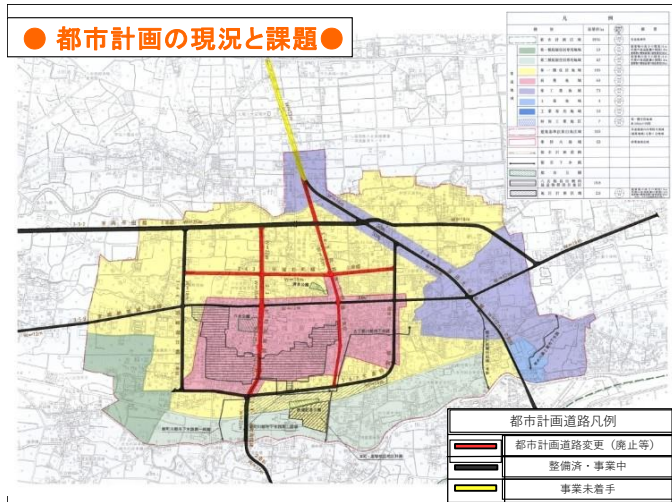


土橋市場

スライド㉔

この写真㉕の建築物群は、土橋八幡宮という神社の敷地内にあり、土橋市場といいまして、もう一つの木造アーケードの建築物群です。戦後まもなく神社の周辺に展開

していた闇市を地元の有力者が見かねて、神社に相談して境内に店舗を集め出来たものです。昭和40年代前後から飲み屋街に変わっていき、大いににぎわっていました。昭和60年代からは空き家が増えましたが、現在、若い人が権利を買って新しい店を展開しています。ここは空き家が2.7軒中7軒程度に減っているようです。いわゆる戦後の繁栄を物語るまちの記憶であり、八女福島の繁栄を物語る貴重な記憶遺産なので、今後どうしていくのかというのが大きな課題です。



スライド⑳

市街地の都市計画道路⑳について、町並み保存を優先した政策を実行するという事で3路線の計画を廃止することができました。廃止の手続きは相当国とのやり取りもありましたし、一気に3本廃止したということで、市の道路部局は反対でしたが、財政部局は歓迎しました。市街地を囲む環状道路が既に整備されているということで、市街地の通過交通は制限しようという流れがありましたし、住民の人は既存の道路整備のグレードアップの要望が強く、賛成してくれました。ピンク色が商業区域で、重伝建地区は商業区域に入っています、その周辺も商業区域になっているので、都市計画上は高層建築物が建てられるということで、課題になっているということです。

● 歴史都市の八女福島に求められているもの ●

- 景観計画及び都市計画マスタープランの施策徹底が急務
- 重伝建地区のバッファゾーンとして環境景観の保全
(建築物の高さ制限 → 都市計画に景観法の景観地区導入)
(都市計画の商業地区 → 用途地域の見直し)
- 歴史的な建築物の保全
(歴史的な建築物の再生活用に向けて → 歴史まちづくり法導入)
(歴史的な建築物の空き家の再生活用 → NPO等へ支援強化)
→ 融資制度の創設など
(建築基準法への対応 → 一部適用除外など緩和措置)
- 歴史的な環境の保全
(環境インフラの整備 → 道路、水路、緑地など)
- 公民連携・協働のまちづくり推進
(地域の伝統建築技術の向上と継承)
(公民協働で循環型建築文化推進 → 八女産住宅モデル事業化)

スライド㉑

最後ですが、都市計画マスタープランにはきちんと市街地の商業地域を近隣商業地域に変更をして高層の建物を中層以下に誘導していくという方針を掲げてあります。したがって、市の市街地の景観保全の施策実行の優先順位が低いのではないかと思います。高層の建物を制限していくという政策を徹底していくことが非常に急務であるということで、重伝建地区の周辺のバッファゾーンをどのように歴史的市街地として景観誘導していくかは、方針が絵に描いた餅になっていて、重要施策として優先順位を上げていく必要があると強く思っています。一番は建物の高さ制限です。重伝建地区周辺の高さ制限のため都市計画の用途地域を見直し、そして、歴史的な建築物の保全にむけて、川越がやっておられるような「歴史的風致維持向上計画」の導入が必要です。様々な制度を織り交ぜて早急に実行していかなければならない現実に直面しているというのが、一番の八女福島の課題であると思います。ありがとうございました。

〈成清〉北島さんありがとうございました。それでは福川先生のコメントからスタートしたいと思います。福川先生よろしくお願い致します。

〈福川〉では、これからディスカッションということで、その口火を私が切らせていただきます。

整理すると、報告のあった3つの町は、全部重伝建地区のある町です。たとえば、今年町並みゼミを開催する奈良まちには、重伝建地区はないけれど歴史的環境はいっぱいある。そういう町もたくさんあるわけですけど、今回は3つとも重伝建地区がある町です。問題は、重伝建地区の内部の問題もあるけれども、実は重伝建地区は歴史的な環境の一部であって、その周辺にはまだまだ歴史的に形成された地区が広がっており、そこには歴史的な建物もかなり残っている。しかし、その維持や保存には必ずしも十分な手が尽くされていないということです。それら周辺の建物についての状況は、3つの都市はそれぞれ異なります。川越を例に取れば、川越はそのことはわりとよく認識していて、景観形成地区だとか歴まち法などを使って一応制度をフル装備している。けれどもそれでも重要な建物が壊されていくという状況は変わらない。倉敷はちょっとびっくりしたんですけど、さっきの中村さんのお話では、バッファゾーンの意味がどうも行政の文章では不明であると。バッファゾーンを歴史的な地区と考えているのか、あるいは本当にただの周りと思っているのかあたりが読み取れないとおっしゃった。しかし今日のお話では、バッファゾーンも歴史的な地区であると考えべきだということですね。八女もまた、広い範囲が重伝建地区になっているわけですけど、それでも周辺には歴史的なもので形成された地区が広がっていて、そこに歴史的な建造物がたくさん残っていて、実はそれら建物が必ずしも十分に守られている状況ではない。というわけで共通して起きている問題は、重伝建地区を守っているだけでは、その都市の歴史的環境は守りきれない、ということです。また一方で、奈良のように、本当は重伝建地区になってもおかしくないところがなっておらず、十分な手立てが尽くされていないというような状況が続いている。そこでHUL (Historic Urban Landscape) という考え方が、役に立つのではないかとということで、この連続シンポジウムが始まりました。というわけで、伝建地区の中はそれなりに建物が守られているけれども、その外側をどうするか、特に建物が壊れていくのをどう防ぐのかというあたりが喫緊の課題になっています。ただ、具体的にどうすべきかという議論に入る前に、このシンポジウムはユネスコが定義したHULという概念を我々の役に立つ方法で上手に活用していけないだろうかということで始まっているわけですので、お三方にそれぞれ、ユネスコが提起している概念をそれぞれの町を位置づけるとどうなるのかというあたりから、順番にお話していただければと思います。そのあとだんだんどうすればいいかという難しい問題に入っていきます。

〈成清〉ありがとうございます。それではHULの概念をうけてどう考えるのかというお題を三者にお渡ししたいと思うんですが、冒頭の振り返りのときにHULの定義を振り返り忘れてました。先生の書かれていたものから述べますので、これをうけて補足をしていただけたらと思います。文化的及び自然的な価値と属性が歴史的に積み重なった結果として理解される都市エリアであり、「歴史的中心」または「アンサンブル」の概念を超えて広がる、より広い都市の文脈とその地理的環境を含む。なので町並みのつながりということだけでなくレイヤーの話が川越でも結構ありましたけども、そういった具体的な理解が必要だということですよ。そのあたりの定義をもう一回お願いします。

★ウィーン・メモランダム	★勧告
<p>7. HULは、1976年の「歴史的地域の保護と現代の役割に関するユネスコ勧告」を発展させたもので、自然および生態学的文脈にある、建物・建造物およびオープンスペースのグループのアンサンブルを指し、考古学および古生物学の遺跡を含み、一定の期間にわたって都市的環境の中に人々の居住地を構成し、そのままとり価値は、考古学的・建築的・先史時代・歴史的・科学的・美的・社会文化的または生態学的観点から認識される。こうしてHULは現代社会を形成し、今日の私たちの生活を理解する上で大きな価値を有する。</p> <p>8. HULには、場所に根ざした現在および過去の社会の表現と発達の結果が埋め込まれている。それは性格を規定する要素から構成されており、それら要素には以下が含まれる：土地利用とパターン、空間構成、視覚的關係、地形と土壌、植生、および小規模な建造物（緑石、舗装、排水溝など）の物体と詳細を含む技術的インフラのあらゆる要素。</p>	<p>8. HULは、文化的および自然的な価値と属性が歴史的に積み重なった結果として理解される都市エリアであり、「歴史的中心」または「アンサンブル」の概念を超えて広がる、より広い都市の文脈とその地理的環境を含む。</p> <p>9. このより広い文脈には特に以下を含む： サイトの地誌、地形学、水文学および自然の特徴 歴史的および現代の人工的環境； 地上と地下のインフラストラクチャ； そのオープンスペースと距離； その土地利用パターンと空間構成； 知覚的および視覚的關係； 都市構造のすべてのその他の要素。</p> <p>さらに、以下を含む：社会的および文化的慣習と価値、経済プロセス、および多様性とアイデンティティに関わる歴史遺産の無形の側面。</p>

〈福川〉では、HULの定義をスライドでちょっとだけ説明します。右側半分が勧告に書かれているHULの定義です。こういう勧告の文章はとても分かりにくくて、一度読んだだけではなかなか理解できませんが、左に示したもとなったウィーンメモランダムと比べると、だいぶ簡潔になっています。文中の「歴史的中心またはアンサンブルの概念を超える」というのは日本で言えば、重要伝統的建造物群保存地区にだけ対象を絞るのではなく、その周りの歴史的環境も含めるべきだという空間的・水平的な広がりのことを言っています。

川越の場合
★制度をフル装備

- 重伝建地区の周辺に、都市景観形成地域、歴史の風致維持向上計画重点地区を重ね、街なみ環境整備事業でバックアップ。94の歴史的风致形成建造物を指定
- しかし、旧鶴川庫は、保存活用事業が計画されていたにもかかわらず、また江戸中期の旧水村家住宅は無指定のまま取り壊された

歴史的风致維持向上計画重点地区
 街なみ環境整備促進区域
 景観計画区域 (市全域のうち都市景観形成地域(一旧十カ町四門部))
 重要伝統的建造物群保存地区
 旧城下町地区

歴史的に形成された範囲は、例えば川越で言えば、十ヶ町四門前、あるいは城下町、あるいはその周辺を含む農村区域を対象として考える必要がある。もうひとつ、垂直的つまり時間的な範囲も拡大しています。太古の歴史からの自然的な環境、地形、事物、その他から始まって現代に至るまで全部をその範囲に捉えると。したがって現代も含め、レイヤーで捉えるというのが特徴です。水平的・垂直的に広い範囲で歴史的環境を捉える必要があるという定義です。勧告の9に具体的な例があがっていますが、およそ考えられることが全部あげられています。さらに、物理的なことだけではなくて、社会的および文化的慣習と価値、経済プロセス、および多様性とアイデンティティに関わる歴史遺産の無形の側面も含まれると続きます。無形の側面（インタangible、触れないもの）は、ここ数十年にわたって重視されるようになっていきます。ただ、Historic Urban Landscapeは「何を保存するか」の「何を」ということを指していると同時に、「HULアプローチ」という言葉が盛んに使われており、歴史的な環境の認識の仕方やそれを計画に生かしていくときのやり方についても同時に言及しているというところに特色があります。どういうものを対象にするかということと同時に、どういう考え方でどういう枠組みで歴史的環境に向き合うべきかということも同時に表している。そういうふうと考えていくと、我々の重伝建地区という制度は、非常にがっちりした立派な制度であるけれど、逆に周りのことが十分できていないという感じがあって、それぞれの都市でいろいろ工夫され、困難に突き当たっているということだと思います。歴史的なものをどう捉えるかということは、実はその都市のまちづくりの中心的な柱にならなきゃいけないわけですけど、今はいろいろある項目の1項目になってしまっている。そうではなくて中心に据えよということを行っている。そういうことだと思いますけど、それぞれの3つの町はいかがでしょうか。

〈成清〉先生ありがとうございます。歴史的環境の捉え方、それからアプローチというところでそれぞれのまちで気にしている捉えているところからで構いませんので、コメント頂けたらとおもいます。八女は周辺環境のことも含めて仰ってくれたと思いますけどもいかがでしょうか。

〈北島〉そうですね。やはり城下町が形成された歴史と、その後まちは発展した城下町周辺との関係です、このへんの文脈を少し読み取らないとどこまでとは言えないですが、しかし少なくとも城下町が形成された起点は歴史的な環境として捉えるべきではないかというのが私の考え方で、その後広がった区域も歴史的な環境というふうにごくまで読み取っていくのかというのは、それ

ぞれ今から考えていく必要があると思いますが、城下町形成がスタートかなというふうに思います。

〈成清〉ありがとうございます。それでは川越の荒牧さんいかがでしょうか。

〈荒牧〉川越の場合は前回も福川先生のお話に出てきましたけれども、歴まち法の趣旨が本来は人々の生活や文化と一体となった歴史的なものであるから、ある意味じゃHULの言っていることは、歴まち法そのものにも遺伝的には入っているんですね。川越の場合も例えば物資の集散ということで周辺の農村部から集まってきた物資、東京との流通交流、そういったものを含めて一応歴史的風致というようにしていますが。理念的にはさっき見ていただいたとおりの部分で網羅はしていますが、資産運用などどうしてもハードな整備が目がいってしまう。歴まち法にしても歴史的建造物の修理の方に国の補助金を導入できるので、そっちに目がいきがちということで、どうしてもハード面の整備が先にきてしまって思想的なものはなかなか出てこない。というのは課題としてまだ残っているのかなと、制度的には先も仰られていたかなりの部分を川越は網羅できているとある程度は思いますけど。問題は以上を含めた総合的な運用にちょっと気になるなということがありますよね。芝居小屋では、最近朝の連ドラでやってる「おちょやん」にもできますし、確か前の「エール」のときも重要文化財となった福島県の広瀬座が出てきてましたし、そういった人々の庶民の娯楽文化と一体となったものが本来整備されることによって、城下町の庶民文化を整備するきっかけになるというはずが、鶴川座では壊されてしまったという。だからハードと一体となった庶民文化なり、表に出てこないそういう文化的背景をどういうふうに一体化させて整備していくかというのは問題かなと思っていますね。

〈成清〉ありがとうございます。では中村さんお願いします。

〈中村〉今日は3人パネリストがいるんですけども、川越の荒牧さん、元市の職員で、八女の北島さんも元市の職員、このお二人が活動のなか現場に、市民のなかでやっているということですよ。それに引き換え倉敷はですね、以前はそういう方はおりました。50年前に伝美の条例をつくるとき、市民のなかにおいてきたわけではないですけど、行政がすごく先進的なことをやっていた。行政の人たちにはお願いしたいんですけど、現場において現場の状況をしっかり見ないと行政のルールの中でしかルールを考えないというような矛盾があるのではないかというふうに倉敷では感じています。特に倉敷は先進的なことにチャレンジし新しいものもどんどん取り入れる状況ともう一つは民芸の精神のような

古いものをしっかり丁寧に扱っていくんだということが時代が変わる中で揺れ動いているような状況です。今まさにSDGsや市民活動の裾野が広がり、私たちには追い風になっているんだけどそのアンテナが市民も行政も含めてどっちに向いているのかなということが整理できていないという状況があるのかなということがしています。そういう中でも市民が頑張らないとどうしようもないと思っていますので、このシンポジウムでは知恵をお借りしたいなということで2回の連続、これから3回目もありますけども、知恵を借りたいというふうに思っているので、この後いろんなかたが参加していますけども行政の職員がひらめきとか現場の感覚を分かるような仕組みを市民とどういうふうに作っていったらいいのかみたいなことを教えていただきたいなということをそんなことを感じています。

〈成清〉ありがとうございます。

〈福川〉中村さん、「HUL」という言葉を聞いて中村さんはいろいろイメージーションが広がったようですけども、そのへんの感じを少し説明していただけますか。

Six Critical Steps

Action Plan to Accompany the Recommendation on the Historic Urban Landscape*



1. 総合的な調査を行い、その都市の自然・文化・人間的資源をマッピングし；
2. 参加型計画や利害関係者との協議によって、将来の世代へ受け渡すためにどのような価値を守るかについて合意し、これら価値が備える特性を明らかにし、
3. これら特性の、社会経済的ストレスや気候変動の影響に対する脆弱性を見極め；
4. 都市遺産の価値とそれらの脆弱な状態を、都市開発の幅広い枠組みに組み込み、都市計画・デザイン・都市のマネジメントプログラムに細心の注意を必要とする、歴史遺産が影響を受けやすい地域の表示を提供し；
5. 保全と開発への行動に優先順位を付け；
6. 保全と開発のために特定されたプロジェクトごとに適切なパートナーシップと地域の管理フレームワークを確立し、公私の異なる主体間のさまざまな活動を調整するためのメカニズムを開発する

福川先生のスライドより

〈中村〉6つのステップというのがありますよね。HULのなかで。その部分でなかなか、ただし部署によっていろいろなところがいろんな思いを持っているので、中心市街地活性化の協議会が今までとは違った方向になっているので、そこでしっかり私たちが発言をしていくと、もう一つは伝建地区のような場所がSDGsで言えばある種のゴールだというふうに思っていて、経済的にいうと大工さんがしっかりそこでお金が回るであると資材建築物に関していうと、昔から地元の資材を使っていたとかそういうことを言いながら、さらにいろんな未来の建物、まちの姿があるわけですけども、倉敷は伝建地区はすでに未来のまちの姿だということをみなさん

に保存ではなくて、未来の姿があるんだというかたちでHULを掲げていくようなかたちで発言の仕方が変わりました。保存しているのではないよと。未来をつくっていったらいいんだ、まさにここが、と。東京とか大阪とかああいうビルディングやプレハブ住宅が連立しているところではない未来の姿を私たちは今つくっているんだ。福川先生も「彫琢する」という言葉を使っていたけども、まさにそういう言葉を使いながらHULの6つのステップなんかをみなさんと勉強し、共有しながら倉敷のまちのバッファゾーン、未来の姿をどういうふうにするのかということところを、倉敷市民と一緒にいかにしていきたいというふうになりました。

〈成清〉これからつながっているということですね。このようなお答えでしたけど先生どうですか？

〈福川〉中村さんのを言い換えると、伝建地区の周りの倉敷の歴史的な外観が伝建地区の周りにも広がっていると思いますけども、そういう地区はこれから伝建地区を目指してまちづくりをしていくと、そういう意味ですか？

〈中村〉そこは微妙です。新しいものはあるので。

〈福川〉そのままじゃないとしてもですね。伝建地区が指し示しているようなまちのあり方を周辺地区でも目指していくべきだろうと。

〈中村〉そうですね。ただ新しいデザインだったり、新しい素材だったり、新しい暮らしだったり間違いなくあるので、今までとは違ったかたちで、伝建地区は逆にいうと歴史で守っていきたくても、その周辺、残っているところはしっかり残しながら新しくなった以前に少し変わったところはどう直していくのかということところをしっかりと知らないといけないというふうに思っております。

〈福川〉ありがとうございます。

〈中村〉若い人たちには、やっぱり未来の姿を作っていくときに伝建とその周辺の歴史を積み重ねたまちというのは他の地域と違うんだなというふうなうけとってもらえますね。

〈福川〉なるほど。

〈成清〉時間も過ぎてきているなかで、チャットからも質問をひとつ拾っていききたいのですが、みなさんよろしいですか？

倉敷の話題ばかりになってしまうのですが、鈴木さんからコメントが来ています。

前回のアンケートのなかでもこういったコメントがあったんですけど、倉敷の美観地区周辺には市立美術館、丹下健三設計の旧市役所とか浦辺鎮太郎設計の国際ホテルのような現代的で規模のおおきく伝統的な町並みとは異質な60年代の建築があり、これらも歴史的な建築物のひとつと捉えつつあると。倉敷の市民の方や行政ではどのように捉えられているのでしょうか？という質問が来ていますけれども。

〈中村〉伝建地区のなかでも大原美術館であったり、それから旧中国銀行であったり、有隣荘なんかは伝統的なものとは少し異質だけれども伝建地区ではそれを伝統的な建物だということで平成27、8年ごろにそれもそうだというふうに言っております。たぶん古いものでもしっかりしたものはその地域の歴史だと思いますけど個人的なことを言うとやっぱデザインですよ、形や色や少々おまけが付きすぎているというようなものが実はそういう建物、とくに公共的な建物には多いのでそこは本当にどういふふうにデザインするのかというのは考えていただかないと自分の好きなかたちにして、丹下健三さんなんかは本当にあそこにふさわしいかどうかというふうに考えたらですね、そうとう異常なかたちですよ、そんなふうに思っている市民も多いです。ただもうできてしまっていますからそれをどうするかという話ではなくて、それ以外のところをどんなふうにやっていくのか特に公共建築に関してはしっかりやっていただかないといけません。そんな意見ですけど。

〈成清〉HULの方でも歴史的ないろんな時代の蓄積から現代これからということをはひくくめて考えないといけないということだったと思うのですが、さっき八女の方のお話、それから川越の方でも庶民の文化だったりとか戦後の闇市の残されたものを引き継いでいってとかそういった伝建地区のような江戸時代、明治時代の町並みとは違う時代のそんなに立派じゃないかもしれないけどとか、伝統的なデザインとはちょっと違うかもしれないけどというものをどう統合して良きまちにしていくのかというのは議論するべきことなのかなと思うんですが、このあたり先生あるいはおそらく問題意識をお持ちの八女の北島さんコメントをいただきたいなと思うんですけど。

〈北島〉そうですね。まちの記憶を非常に市民が愛着を持って見守ってきた景観があると思うのです。生活のなかであるいは暮らしのなかではぐくんできたもの。それぞれ時代の変遷のなかで残しても良いという、残してほしいと市民が思うものは、やはり特徴的なものとして伝えていく必要があると思います。昭和40年代からそういったものが殆どないですが、昭和20年代から30年代にかけて意外とそういったものが町並みの周辺に残されていますので、そういったものをできれば市民遺産的な価値

付けを市民のなかで共有していけば、どういふふうに残していくかということが町並みとしても非常に相乗効果としてあるのではないかなと思います。いわゆる暮らしや住まいがぬけてしまった町並みでは困るので、それは生業としての営みの中で、身についたものがあればぜひ残していきたいなと思っています。

〈成清〉ありがとうございます。荒牧さんはいかがですか？

〈荒牧〉川越の場合、伝建地区内にコンクリート打ち放しの建物ができているんですね。Fギャラリーという建物なんです。ちょっと今日は写真を持ってきていないのですが、それなんかのデザインの良し悪しはいろんな議論があると思うんですが。プロセスのなかで、町の人たちにとって蔵造りが大火の後に一番欲しいと思っつつくった建物であるならば、平成は平成としてそれを表現するふさわしい建物があってもおかしくないだろうという意思判断で建てられたんですよ。これ行政の伝建担当だけだったら判断できなかったと思います。だから、そのプロセスにおいてどういった傾向があり、地域の歴史や文化をちゃんと理解したうえでつくる建築の場合は否定しきれないものがあるだろう。これは伝建派にとってはほとんどブーイングなんです。都市景観側にとってはよくここまで頑張ったという作品なんです。これはどこかで検索するとFギャラリーというので分かると思うんですが。どうやって人々の意志が関わっていくことによって、現代建築のあり方が変わっていくんじゃないかと思っています。

〈中村〉Fギャラリーはともかく、りそな銀行はどう評価しますか？

〈荒牧〉りそな銀行（登録有形文化財、旧八十五銀行本店本館）は明治・大正時代の建築家がつくった作品ですが、あれはある意味では川越のシンボルですね。八十五銀行は、埼玉県に一番最初にできた銀行であり、大正時代に鉄骨鉄筋でつくったということ。たぶん当時の人たちとしては、商都川越の経済的なシンボル、象徴として建てたと思うんですね。それが今に残っている。でもあれができたときに一番最初に町並みを壊した元凶だと思っていますけど、ですから地域の人たちがどう思っているかによっておそらく現代建築が残っていくか残っていないか違ってくるんじゃないかな。りそな銀行の立場とかFギャラリーを見て思いました。

〈福川〉その地域のコミュニティのいろいろな価値をみんなでも共有してつくった建物、例えば教会とか市役所とか市庁舎とか、ヨーロッパでいえばタウンホールとかそういうものは、一定の規模とそれなりのデザインがおそらく許容されるんですね。ただFギャラリーに関して特

に言うとなると、あれは古い建物を壊してつくったわけではないですよ。空き地につくったんです。そのところがポイントだと思います。つまり、今あるものをリスペクトしているかどうかなんだけども、それは直接壊す場合もあるし、周辺の環境に悪影響を及ぼさないという意味でリスペクトもありますけれども、この間この議論をしていて一番痛感しているのは壊さないという仕組みが無いということです。どこかでまとめたいと思います、そういうことを今の議論で感じています。

〈成清〉ありがとうございます。質問から少しテーマを変えてもいいでしょうか？

伝統産業のあり方と景観の結びつきについて質問がきています、八女は伝統産業の盛んな土地と聞いています。倉敷にも川越にも言えることと思いますが、こうした産業のあり方と景観も深く結びついていると考えるべきではないでしょうか？ときていますが、北島さんいかがですか？

〈北島〉当然ですね、生業があって、まちが発展していきますので、そういう生業と産業は一体ですのでそれを結びつけて、どう移り変わる経済活動及び社会の変化の中で生活文化も大きく変化し、伝統産業も時流に乗り少しずつ変化していきます。しかし現代の生活のなかで需要が落ち込んで寂れているという現実がありますので、それらに対して新しい価値観で違った産業との融合など、生活文化の変化に対応して新しく作り出していくことも含めて支援をしていくようなことが、必要ではないのかと思っています。

〈成清〉ありがとうございます。先生、このあたりはHULとからめてはどう解釈ができるんでしょう？

〈福川〉HULの勧告の中にはそんなことばかり書かれていますね。この前もお話したように、保存の対象は、まず、いわゆるモニュメントからヴァナキュラー（土着、土地固有のもの）と呼ばれる普通の建物へ、そして町並みへと拡大してきました。さらにそれだけではなくてこの議論と並行していわゆる触れないもの、インタンジブル（触れないもの）なものとの関係性を評価し焦点が当てられるようになってきたという経過のなかで、それらを全部吸収したうえでHULという概念が成立しています。だから、今の話はまったくそのとおりでと思います。歴史的な町並みのなかで営まれる産業とか商業、お祭りや生活文化が町と町並みを支えているわけですから、それらを含めてしっかり保全・継承していく必要があるということはみなさん共通のことだと思います。

〈成清〉ありがとうございます。川越のほうでもそのあたりかなり意識されてますか？

〈荒牧〉伝統産業をどこまで考えるかというのは問題だと思いますけど、川越の場合は伝統産業がありそうで実は無いんですよ。ようするに城下町そのものを支えた職人はいるにしても周辺の農村部の産品を川越で集めて他の地域に流通させるというのが大きなものですから。そういった面からすると考えたようなほど伝統産業は無い。で、伝統産業というものも手仕事から機械化に変わっていくと、それに合わせて空間スペースも変わっていく。なかなか難しいし、逆に伝統産業でできたものを使う人がいなくなっている、100円ショップでなんでもかんだすませてしまっている。人々が伝統産業のものを自分たちの身近な生活として使っていくことを相当意識しないと難しいかな。特に川越は東京のすぐわきっちょで、今日も川越から茗荷谷（東京都文京区）に来てますけど。東京の都市圏の一部でしかないのだからかなり難しい問題だとは思っています。

〈福川〉そもそも川越の町並みの商業は全国からのものを流通させて成立していたわけです。だからあまりこの問題をその地域でつくっているものとかに限定して考えると失敗するので、そのへんは僕はライフスタイルという用語で言い表そうとしている。つまり、地域にねざしつつも、全国から良いものを集め、逆に良いものを外に出していくというそういう商業のあり方、あるいはそういうものを基盤にして営む生活のあり方と結びつけていかないと視野が狭くなってしまいますね。食べ物だってべつに川越はお芋の産地だけれどもお芋だけで食べていてもしょうがないので、美味しいものは世界からということにはなと思うんですけど、そこでどこまでその地域に根ざしたものが工夫できるかというところにかかってくるんじゃないかと思っています。

〈荒牧〉今、芋ってでましたけれども、芋の生産量が一番多いのはもともと川越藩の領だったけれども今は違う自治体です。ただ芋ってキーワードから新しいいろんな芋の商品が開発され、ビールもできてますし、そういったような伝統産業のイメージをベースにして次の新たな産業もこれからどんどん作って行って、それを地域の売りにしていけないと厳しいんじゃないかなという気がしますね。

〈成清〉倉敷の中村さんはどうですか？

〈中村〉倉敷は紡績業と民芸ですけども今やっと日本遺産で一本の綿花からということでストーリーをつくっているわけです。ただ、伝建地区は江戸時代のまちで、綿花の多少の出入りはあったんでしょうけど。紡績業、それから民芸ということだと、周辺に広がる中心市街地全体でその営みそれから産業を支えてたという意味合いを含めると周辺が歴史的なさまざまな産業とか関わりがないということはないわけですから、そのあたりをせつ

かくできた日本遺産の厚みをもっとつけるためにも周辺景観を整備してほしいという声はあげています。お店もですね、以前と違って土産物屋が地域との関わりというものを大切にしているという生業にしながら逆にモール化はしていますが、しっかりやっているというふうなところは相当頑張っています。

〈成清〉ありがとうございます。パネリストのみなさんお三方から今日の議論をとおしての最後一言ずつコメントをいただきたいのと、福川先生には第3回もあるということですがそこにつながるようなコメントなりも含めて準備いただければと思っています。中村さんからいきますか？

〈中村〉福川先生が言われた「壊さないルール」ですね。これは市役所に言ってるんですけどなかなかその意味が分かっただけじゃないようです。都市計画マスタープランでは、ストックをどう残すかという位置づけを少しずつしていますけども、それを具体的に市民とどんなふうにするのかというルールを相当重ねないとできないし、それを具体的にやる市民の活動とそれから思いがないとなかなか実現に向けては進めていけないというふうに思っています。私たちはそれを本当に心が何回も折れながら萎えながら頑張らなきゃいけないんですけどそれをしないと次の世代、それから未来の世代にこの地域の土地の夢がしっかりつなげていけないんじゃないかというふうに思っています。ぜひぜひ倉敷は先進的なことでもありますけれどもある意味でいろんなことが課題がある先進地です。皆さんの知恵をぜひぜひかしていただきたいなというふうに思います。特にしっかり研究をされているかたがたに一度来ていただいているような意見をくださったらと思います。来年は倉敷創生塾というのを私たちが立ち上げてこの議論とまちづくりを深めていこうというような企画を倉敷市と一緒にやっと思っています。倉敷市も積極的なのでさらに進めてほしいと思いますが、参加者の皆さんに来年度もぜひぜひ倉敷へ今度はリアルに来ていただいて現場を見てアドバイスを頂きたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひ致します。

〈成清〉荒牧さんお願いします。

〈荒牧〉どこの地域も似たりよったり同じような課題を抱えていますけれども、行政は制度は作れても、作ってしまうと運用は行政任せにしちゃう。いかに市民のモチベーションを強めていくか、不断の努力をしていくか、そのためにはやはり我々市民団体が市民に常に働きかけ、その結果市民の思いをひとつにして行政に働きかけるなりなんなり、そういった市民の思いを、モチベーションを常に持続することが重要なんだなという感じがしています。

〈成清〉北島さんお願いします。

〈北島〉そうですね。たぶん大都市とローカル都市で一番違うのは地価の値段です。だから地価の高い大都市は町並み保存が大変だろうと思います。一つの建物残すとしたら地価が高いので。その点ローカルの場合は地価が安いのでやりやすい気はします。すでに川越はまちづくり基金を積んであるということでしたけども、経済を回せるような資金をストックしておくということがこれから必要じゃないかなと特に思っていて、空家特措法ができて地元を離れて遠くにいる人は、歴史的な建物を維持できなくなり土地ごと市町村に寄附を希望されるケースが、ローカルではかなり多くなってきています。寄附を市町村に希望しても市町村は受け取れないので、NPO等市民団体が受皿になるしかないんですが、そうした場合に再生修理に回せるお金が地方自治体等に公的資金としてどこかに積立ててあれば、それを借りて返していけば良いので、利息も安いし非常にリスクが少ないので事業化しやすい。NPO等市民団体にはなかなか地方銀行も資金を貸してくれません。特にローカルの地方では建物を土地ごと寄附の希望が増えてくるので受皿がNPO等市民団体しか無いんです。解体されそうな歴史的な建築物に対して、前述のような資金のストックがあれば、リノベーションをして町家を活用することができ、新しい移住者を受入れたりしていくことができます。資金不足による再生活用の困難さは大きな課題になっていて、それを積極的に挑戦していきたいと思っています。

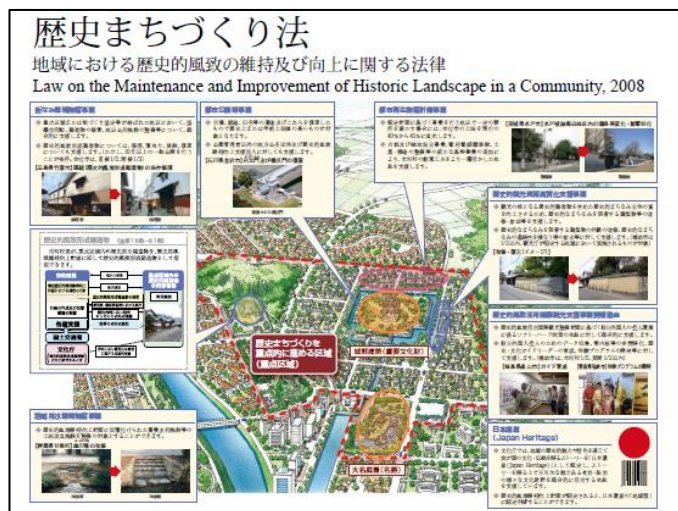
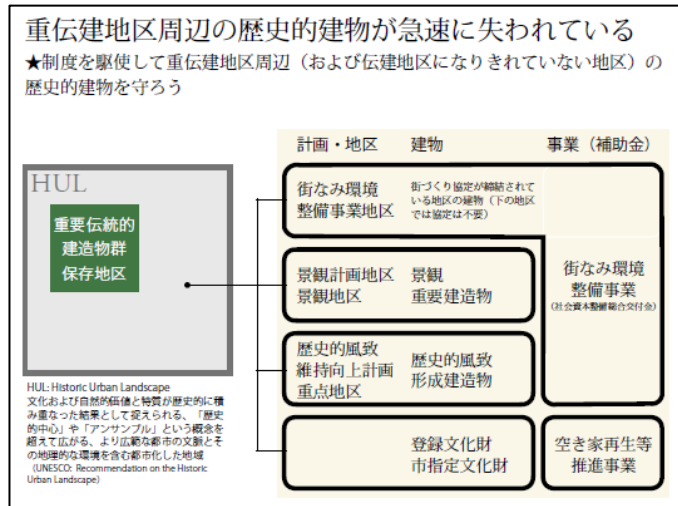
〈成清〉それでは先生まとめのお話をよろしくお願ひします。

★ウィーン・メモランダム	★勧告
7. HULは、1976年の「歴史的地域の保護と現代の役割に関するユネスコ勧告」を発展させたもので、自然および生態学的文脈にある、建物・構造物およびオープンスペースのグループのアンサンブルを指し、考古学および古生物学の遺跡を含み、一定の期間にわたって都市的環境の中に人々の居住地を構成し、そのままとりこみと価値は、考古学的・建築的・先史時代・歴史的・科学的・美的・社会文化的または生態学的観点から認識される。こうしてHULは現代社会を形成し、今日の私たちの生活を理解する上で大きな価値を有する。	8. HULは、文化的および自然的価値と属性が歴史的に積み重なった結果として理解される都市エリアであり、「歴史的中心」または「アンサンブル」の概念を超えて広がる、より広い都市の文脈とその地理的環境を含む。
8. HULには、場所に根ざした現在および過去の社会の表現と発達の結果が埋め込まれている。それは性格を規定する要素から構成されており、それら要素には以下が含まれる：土地利用とパターン、空間構成、視覚的関係、地形と土壌、植生、および小規模な構造物（緑石、舗装、排水溝など）の物体と詳細を含む技術的インフラのあらゆる要素。	9. このより広い文脈には特に以下を含む： サイトの地誌、地形学、水文学および自然の特徴 歴史および現代の人工的環境 地上と地下のインフラストラクチャ； そのオープンスペースと庭園； その土地利用パターンと空間構成； 知覚的および視覚的關係； 都市構造のすべてのその他の要素。
	さらに、以下を含む：社会的および文化的慣習と価値、経済プロセス、および多様性とアイデンティティに関する歴史遺産の無形の側面。

スライド

〈福川〉ではまたスライドを見てください。ユネスコの勧告自体は極めて高邁な抽象的な議論でまったく正しいことを書いてあるわけですが、これをそれぞれ具体的にそれぞれの地域で実施していかないといけないという立場に我々は置かれています。その場合にももちろん、国際機関が言っていることをぜひ我が市でもちゃんと受け止

めて実行してほしいという言い方でこの考え方をを使うのはとても有効だろうと思います。まあ我が国の場合、あらゆる分野でそうなんですけど、さっき荒牧さんが言ったように制度は一通りカバーしているんですよ。



例えばHULに関していうと、歴史まちづくり法はまさにその考え方を先取りしていたと思います。そういう意味では日本の政策担当者はなかなか偉いと思います。この制度化に関与していた人物が確か、伝建地区以外の外にある町家を保存するための制度だというふうに書いていました。それでそうなるかなと思って期待していましたが、残念ながら川越は制度をフル装備していながら、荒牧さんが紹介しているような問題が起きています。それで制度を見ていると、制度だけが問題ではないのですが、制度はインフラなので、我々の制度にどうしても欠けていると思うのが、壊すことに歯止めをかける仕組みがないということです。重伝建地区は別です。勝手に壊すと文化財保護法の違反になる。だけど重伝建地区でも、古い建物でもリストアップされていない(特定物件になっていない)と壊すという届け出をだしたら市はオーケーせざるを得ない。まして重伝建地区を外れますと、景観重要建築物とかに指定しておく必要がある。しかし大抵の場合非常に数が限られている、それなりに立

派な建物じゃないと指定されないですね。それから歴まち法のなかでは歴史的風致形成建造物というのを指定できることになってはいますが、多くの場合景観重要建造物をそのまま横滑りさせているだけで、非常に数が限られています。つまり、このへんになるとエリアではなくて一棟一棟の指定で対応していこうとしているんだけど、一棟一棟にすると突然数だとか予算とか人員とかでいろんなことがあって数が限られてしまって、壊すことを止める力がとても弱くなるということだろうと思います。けどこのようなかで、例えば桜川市真壁では登録文化財を徹底的に活用して沢山の建物を登録し、震災の復興のお金がいくようにした。あるいはだいが期待していたわけですが、京都の町家を壊すときに届け出を義務付ける条例とかです、いろんな試みができています。ぜひそのへんを第3回あたりでは取り上げながら、問題点や課題を見ていくことをテーマにしたらどうかなと思います。いずれにせよ現状は、ここに掲げたような歴史的なものや景観を守る制度はあるけれども、これをどこまで本当に活かせるかは結局市民パワーに戻ってきてしまうということでもあります。しかし、川越では鶴川座を市民的運動に盛り上げることができなかった。つまり、長期的には、制度それなりに変えて有効なものにしていく努力が継続的に必要なのだと思います。この辺は、町並み保存連盟の役割だに思います。特に最近、重伝建地区は素晴らしい制度だけれども、硬直的ではないかということを感じています。例えばなぜ栃木の蔵通りが重伝建地区にならないか、説明を聞いているという理由はあるけれども、僕の感じだとところどころにビルが入っていて、町並みがそろっていないことが理由になっているような気がする。しかし、それでも保存すべき建物が多くあるわけで、もう少し柔軟に運用しないと、歴史的建物がどんどん失われてしまいます。個別に措置すれば良いという考え方もありますが、そのやり方はどうしても数に限りがある。川越は94もの歴史的風致形成建造物を指定しているけど、それでも上記のような問題が起きました。長浜の歴史的風致維持向上計画では歴史的な建物は3つぐらいしか指定してない。ミニ伝建地区のような制度を考えると、あるいはある狭い地域を特定するのではなくて街道沿いをそういうふうに見ていくとか、いろんな新しい発想で制度を変えていく必要があると思いますので、ぜひみなさんと力を合わせて提案していきたい。さて、この連続シンポジウムですが、次の第3回をどうしましょうか？ ここまで来ると、さまざまな試みを先行的に行ってきた京都が気になってきます。先ほどの町家保存条例ことなど、丹羽さんから発表していただき、議論を深めるといのはどうでしょうか。悲観的にならず、いろんな事例を研究してポジティブな方向にいきたいと思います。

〈成清〉ありがとうございます。倉敷でもリアルな勉強会をこれから…

〈中村〉 ええ。さっきも言いましたように来年度から倉敷創生塾ということでHULと具体的なこといろいろやる予定ですので、さきほども言いましたように1回2回倉敷でやりましたが、3回目は連盟中心でやり、その先もHULのネットワークのようなものができていって議論する場がいつもあっているような情報交換ができるというようなことを私たちは望んでいますし、そういうことをみなさんも積極的に関わってくれと信じてとりあえず1回2回すませました。ぜひ何度も言いますが倉敷に来ていただいているような課題を目の当たりにしたなかでご指導いただけると嬉しいかなというふうに思っております。倉敷市も頑張っておりますので、一緒に頑張りましょうねということです。

〈成清〉 ありがとうございます。時間を超過して申し訳ございませんでした。とはいえたくさん質問もいただいていた消化できていないんですけども、こちらで整理をして次回につなげるようなことにしてもらえたらと思います。みなさんお付き合いいただきどうもありがとうございました。